

令和7年9月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和7年9月18日（木） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年9月18日（木） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

3 番議員 高 木 幸 広

5 番議員 鈴 木 哲 司

7 番議員 佐 藤 明 孝

9 番議員 岡 戸 章 夫

11 番議員 中 根 信 一 郎

2 番議員 小 澤 由 彦

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

6 番議員 清 水 健 一

8 番議員 川 岸 和 花 子

10 番議員 加 藤 久 幸

12 番議員 西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

教 育 長 野 口 和 英

危機管理課長 鈴 木 知 寿

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

副 町 長

総 務 課 長

政策企画課長

税 務 課 長

村 松 弘

平 田 章 浩

鈴 木 勇 登

長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議 長	（ 中根信一郎 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
	ここで、住民生活課長から発言を求められておりますので、これを許します。
	住民生活課長。
住民生活 課 長	（ 森下友幸 君 ）今月9日に開催された今定例会の2日目、議案第55号「令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の審議において、佐藤明孝議員から第三者行為求償事務に関する質疑がありました。その質疑に対する補足説明をいたします。
	佐藤議員からの質問は、第三者行為の起因者である加害者に対して町が請求を行うのかどうかというものでした。国民健康保険制度では交通事故など、第三者の行為により負傷した場合、被保険者は、加害者からの損害賠償か保険給付を選択することができ

ます。保険給付が選ばれた場合、保険者は法令に基づき、被保険者から損害賠償請求権を代位取得します。この代位取得した請求権を行使するための事務が第三者行為求償事務と呼ばれます。この求償事務を町は静岡県国民健康保険団体連合会に委託しており、通常、加害者やその損害保険会社に請求をされます。国保連合会は、相手方の保険加入状況や過失割合を精査し、適切な請求先を決定します。しかし、もし国保連合会が2回の督促を行っても支払いがない場合、その件の求償事務は町に戻され、以降の債権管理を町が担当するという取扱いが定められています。

以上のことから、保険者である町の第三者行為求償事務は委託先の国保連合会において、債権回収が全て完了していますので、町が直接加害者に請求することは通常ありませんが、国保連合会が督促してもなお、支払いがない場合には、町がその債権を管理することになるため、その際には、町が損害賠償額について直接加害者に請求することはあり得るということになります。

なお、町の第三者行為求償事務については、平成7年4月1日以来、国保連合会に継続して委託しております。また、町が直接へ対して行った損害賠償の請求は、記録によりますと、平成15年3月3日に行った不法行為に基づく損害賠償が最後となっています。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 続いて、病院事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。

病院事務局長。

病院事務 (朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

局 長 発言の訂正を申し上げます。

去る森町議会定例会議事日程第2号の認定第10号「令和6年度森町病院事業会計決算認定について」におきまして、佐藤嘉彦議員から御質問のありました、看護師数の状況に関する私、事務局長からの答弁の中で、令和7年9月現在の看護師数を合計97人とお答えをいたしました。合計98人の誤りですので、お詫びして

議 長

発言を訂正いたします。よろしくお願いいたします。

（ 中根信一郎 君 ） それでは、日程に入ります。

日程第1、「報告事項」について、町長からの「専決処分の報告について」は、サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第2、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

8番、川岸和花子君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

8番議員

（ 川岸和花子 君 ） 8番、川岸和花子です。

通告のとおり質問させていただきます。

森町総合計画の「活力・情報発信」、地「域の宝・資源を最大限にいかしたまちをつくる」観点から、森町の更なる発展のために質問いたします。

森町体験の里「アクティ森」の今後の方針について、今年3月に森町議会からアクティ森事業への提言書を提出しました。また、今年7月には天方地区町内会長会から要望書が町と議会宛てに提出されました。町としても、アクティ森の今後の方針について協議、調査し、新しい方向を模索しているところであると認識しています。今回の9月議会においても、ヤマハ発動機株式会社との連携協力事業として、アクティ森での新たなマウンテンバイクパーク整備事業の予算が上がっており、産業、観光の振興や天方地域の豊かな自然の財産を活用し、地域の振興が期待されます。そのうえで、確認をいたします。

今回の全員協議会の資料にある県内レジャー施設の運営会社による調査においても、町が想定している営業範囲では、営業の幅が限られることが指摘されています。また、町の資金にも限界がある中で、今後長期的な視野において、完全に民間に譲渡する方向性はないでしょうか。以上です。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 川岸和花子議員の「森町体験の里『アクティ森』の今後の方針について」の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、森町体験の里「アクティ森」の事業につきましては、令和7年3月26日付けで森町議会より提出されました提言書において、「町は当事業から一切手を引き、廃止あるいは民間譲渡を検討すること」と提言されております。一方、天方地区町内会長会からは、地域に根ざした施設として親しまれてきたアクティ森の存続と再建を強く要望する旨の要望書が提出されております。町といたしましては、森町体験の里「アクティ森」は、開業以来30年以上にわたり、中山間地域をはじめとした町の活性化及び観光振興等の拠点として貢献してきており、今後も、その目的を達成する手段の一つとして、町に必要な施設であると考えております。こうした考えのもと、今後も森町体験の里「アクティ森」を存続させ、更なる森町の地域活性化や産業振興、観光振興を図っていくことを今後の方針としております。

存続につきましては、現状の公の施設としての存続を考えておりますので、廃止又は民間譲渡」につきましては、詳細な検討をしておりますが、民間譲渡を想定すると多くの課題が考えられます。その一つとして、森町体験の里「アクティ森」の敷地の半分以上が借地でありますので、地権者の同意を得ず、町主導で民間譲渡を進められない状況であることや借地であることが民間事業者の事業検討を阻害する要因となる可能性が高いことが考えられます。また、現在、民間事業者に対して指定管理の検討をお願いしておりますが、現状の指定管理料の提示では、辞退する民間事業者がほとんどであり、さらには施設の改修や機能の拡充も求められております。このことから、現状の機能のまま、民間事業者が譲り受けることは考えづらい状況であり、民間事業者が譲り受けるといった場合でも、多額の改修費用や整備費用等の支出が条件として提示されることが予測されます。民間譲渡によって指定

管理料が不要になれば、町の財政負担の軽減などメリットは、当然考えられますが、デメリットとして採算がとれなくなった場合に、事業取りやめ、放置あるいは転売といった可能性も考えられます。民間譲渡の場合、その後の公的機能の維持や公的コントロールはできなくなり、例えばでございますが、将来的に跡地が産業廃棄物処分場や残土置場、あるいは荒れ地になるリスクも否定はできません。町として森町体験の里「アクティ森」の目的や機能を廃止した場合には、民間譲渡は検討すべき手段ではありますが、地域への影響や産業振興、観光振興の観点からも、必ずしも町にとって有益なことばかりではないと考えております。議員御指摘の長期的に考えましても、第三セクターである株式会社アクティ森、あるいは民間事業者による指定管理が好調となり、独立採算がとれるようになったり、ヤマハ発動機のマウンテンバイク活用事業が好調になり、アクティ森の施設全体を活用していくというようになったりすれば、民間譲渡といった可能性もあろうかと思いますが、現状では民間譲渡は想定しておりません。なお、全員協議会でも森町体験の里「アクティ森」の今後の方針について、存続させていく方針をお示しさせていただきましたが、これは廃止や民間譲渡が難しいため存続としたわけではなく、森町体験の里「アクティ森」が森町にとって必要な施設であると考えているため、どのように存続させていくのかを検討したものであることを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、町といたしましても、現状のまま存続していくことが望ましいとは考えておりません。今後の方針でもお示したように、第三セクターによる指定管理から民間事業者による指定管理への移行やコテージやキャンプ場との一括管理、整備予定のマウンテンバイクパークのような新たな要素の取入れにより、来場者や売上の増加、合理化やコスト削減等を推進し、一時的な財政投資は必要になるかとは思いますが、将来的な町財政への負担の軽減に努めていくことは、必要不可欠であると考えており

議 長
8 番議員

ますので、議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上申し上げまして、答弁いたします。

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 御答弁いただきましたが、まず議会から提言書を出した目的というのは、先ほど町長がおっしゃった、森町にとって大切な施設だと考えるために、同じ気持ちで提言書を出しているのだと、我々はそう思っております。今回、ヤマハ発動機株式会社さんと 3 月に包括連携協定を結ばれたということで、「PAS のふるさと森町」また「e - b i k e のふるさと森町」として全世界から注目される町になればとそういう期待はすごく膨らむところでございます。

まず、今のアクティ森の現状を見ていきますと、指定管理料がここ数年、年間 3,520 万円支払っておりましたが、昨年度の令和 6 年度は補正の金額も含めて 4,620 万円の指定管理料を支払っております。また今年度は 44,000 千円の指定管理料を当初予算から議会で認めているところですが、令和 6 年度の営業の実績としては 7 年ぶりに 1 億円を超えるという金額、去年と比べて 1,245 万円増えているということで売上げに変えるというのは大変な御苦勞があるというのは、想像できるのですが、昨年 1,100 万円の指定管理料をプラスしたということを考えると、複雑なところではございますが、令和 6 年の営業損益については、約 3,550 万円で、毎年 4,500 万円ぐらいの損益がずっと続いている。当初から損益自体は続いておりまして、そこを指定管理料として町が中山間地域の活性化であるとか、観光振興、地域産業の振興、農林業の振興、また文化交流、伝統文化体験、健康増進、公園的機能、生涯学習、雇用機会の増加等の理由があるから、指定管理料としてアクティ森に指定管理をお願いしているところです。その 44,000 千円の今年度の指定管理料を今の森町の人口、どれぐらいかという、1 年間 44,000 千円の指定管理料を一人当たり換算すると 2,500 円の負担になっております。また、施設の

老朽化によって改修費の負担が増えているのも現状で、今年度もキュービクルの更新に 2,076 万円の修繕費がついております。また、その指定管理料の 44,000 千円のうち 880 万円、去年より増加している分に関しては、ふるさと納税の応援寄付金を財源としている一時的な追加であると説明も受けております。

先ほど答弁にありましたように、公的な施設として継続していくということですが、公共の事業は何かを変えようとしても、大きなことは特に何年もかかるということが予想されます。今すぐにはできなくても、先ほども課題が大変多いというお話ではありましたが、まずは早くこうしていくという決断することが大切だと思います。先ほど 7 割半は借地であるということも説明の中でいただいておりますけど、年間借地料 327 万円かかっています。30 年来ておりますので、約 1 億円の借地料を払っていることになります。これをどこまで継続していくのか、どの部分まで継続していくのか、そういうことを早く決断して、公共施設の制約を外して、例えば民間が自由にアクティ森を、行政の中ではできないような発想でやった方が自由度があって、さらに発展するのではないかなと思うのですけれども。例えば、森町体験の里等管理運営調査特別委員会において調査した掛川市の森の都「ならここ」については公共施設の制約を外して、民間事業者の経営感覚と活力を最大限に活用していく必要があるとして、民間譲渡を実施するということを決められて、公募型プロポーザルによって東海ガス株式会社、東海グループに譲渡されました。そして掛川市の大東温泉シートピアについても、リバティリゾートとして、民間譲渡として、継続しながら、生まれ変わっております。この公共施設の制約を外して、アクティ森を発展させていただくということについては、その全部を譲渡する、指定管理を民間にしてしまう、そういう考えの方向で考えていただけないかと。その指定管理の点で、民間譲渡、民間にお任せするということは考えていただいているということで、よろしいでしょうか。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っています。

アクティ森の指定管理の関係の公募の関係だと思います。アクティ森につきましては、来年、令和8年3月末で5年間の指定管理が終了するようになっております。これから公募の選定に移らせていただくような段取りを今考えております。公募募集につきましては、今月末ぐらいから1か月程度の公募として今予定をしているところでございます。その募集の中でアクティ森に興味を持たれている民間の事業者さんがいれば、この公募の中で応募してきていただけるのかなというところで今考えておりますので、民間事業者がそういった公募の中で、手を挙げて応募してきていただければ、民間事業者になる可能性もあるというような形で今進めておりますので、今後の公募の中で、そこら辺は全協の中でも言いましたけども、前回のお話にも出ましたが、指定管理料が44,000千円という金額の中でやれる企業がいるかどうかというところもございすけれども、そういった中で民間事業者がアクティ森の施設を管理運営していただける企業ができれば、民間事業者の中でも応募していただけるところは出てくるのかなというところで今考えております。以上です。

議 長
8番議員

(中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今月末から公募を考えているということですがけれども、例えば民間事業者が応募してきて受けてくれるとなると、今ある株式会社アクティ森というのはどういう扱いになっていくのかということと、例えば応募がなくて、今後も株式会社アクティ森が継続して指定管理をしていくということになったとして、経営会議を毎月行うようにしていると伺いましたが、その中でどういう内容が出されているのか。また、ほかにも株主がおられますけれども、どのような意見が出てきているのかという

議長
産業課長

ことを伺います。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

アクティ森の経営会議での内容はというような、どのような御意見が出ているかというような関係でございますけれども、こちらにつきましては、営業に関しまして皆様から御意見をお伺いしているというところでございます。従業員の数が少ないということで、またレストランの売上げが少ないというような内容が一時ありましたので、そういった中で、一時レストランを休業するとか、どのようにしていったらいいかというような意見の中で、アクティ森にレストランがなくなると、それは来た人に対して飲食の提供する場がなくなるというようなこともあるので、そこは残していただきたいというような意見も出たり、そのような中で今現在、アクティ森の中ではセルフ方式でレストランの営業をさせていただいているという中で、人件費の削減に努めているというようなところでございます。そのほか、いろいろ意見は出させていただいております。よんな市の中の商品の入替えとか、売行きのあるようなものをよんな市に、お菓子とかそういったものを出していったらどうかとか、それからアイスが結構出ておりますので、そういったところの品ぞろえのことも皆さんからいろいろなアドバイスをいただきながら、よんな市の運営の意見は出させていただいているというところで、そういった意見が出たものに対しましては、できる限りアクティ森で経営の改善に今取り組んでいるような状況でございます。

それからもし民間事業者が手を挙げてきた場合の株式会社アクティ森はどうなっていくのかということの御質問だとは思いますが、今現在はまだ公募が始まっておりませんので、現段階では正式には申し上げられませんが、民間事業者の指定管理になっ

議 長
町 長

た場合には、今あります株式会社アクティ森については、解散していく方向が妥当ではないかなというところで今は考えております。以上です

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）ただいま産業課長から経営会議でどのような意見が出されているかということについて答弁をいたしましたけれども、少し補足をさせていただきます。

経営会議につきましては、株式会社アクティ森の取締役、そして株主の皆さんにお集まりをいただいて開催しております。この開催につきましても取締役からそういった場が必要ではないかという御要望をいただいて会を設けているわけですが、当初月1回程度の開催ということでスタートいたしましたが、現実的にはアクティ森の繁忙期であったり、あるいは取締役の皆さん、株主の皆さん、それぞれに御多忙でいらっしゃると思いますので、そのスケジュール調整がなかなか難しいというところで、実際は毎月開催というわけではございません。スケジュールを合わせながら開催をしているというところでございます。そして出席をいただいている取締役、株主の中には御自分で事業をなされている人もいらっしゃると思いますので、そういった経営者の観点、また同様の商売をなさっている観点、経験から様々なアドバイスをいただいております。

先ほど、産業課長から答弁をいたしましたものに加えまして、例えば不採算部門を廃止も含めて検討すべきではないか、あるいはよんな市、レストラン、八角庵等々での原価率をもう少し下げられないかということも御意見をいただいております。また、人件費の高騰、原料・物価高騰に対応するために、価格転嫁をして値上げをしていくことも必要ではないかという御意見もいただいております。取引先もあることですので、全てが即時に対応できることでありませんが、徐々にそういった取組も進めて、最近行かれた人は分かるかと思いますが、価格も上げさせていただいてい

るところもありますし、また原価率についても低下させるような努力をし、実現しているところもございます。少し補足をさせていただきます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

8 番議員 （ 川岸和花子 君 ） その経営会議の中で、株式会社アマガタさんとアクティ森の経営の一本化等の話が出ているのか、全員協議会でそういうことも考えているというようなお話がちらっと出たと思うので、何かそういうお話が出ていたらお願いします。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

産業課長 （ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをします。

この経営会議につきましては、アクティ森の経営に関しての皆様からの御意見等々を話し合う場でございます。その中に今アクティ森は株式会社アクティ森、宿泊施設とキャンプ場につきましては株式会社アマガタが指定管理者となつてございます。株式会社アマガタの施設の一部である山里の市が今アクティ森の施設の中にあるというところでございます。経営会議の中では山里の市の話は出ていなくて、それはあくまでも株式会社アマガタさんの経営の中の一つということになっております。全協の中でお話をさせていただいたアクティ森とアマガタさんの中で、今、一本化していったらどうですかというような打合わせをしているということに関しましては、アクティ森と株式会社アマガタの中での話し合いになっておりますので、この経営会議の中での話題には今のところは上がっているというところではございません。以上です。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） ただいまの産業課長の答弁に少し補足させていただきますと、元々森町体験の里「アクティ森」は株式会社アクティ森とそれから株式会社アマガタが山里の市、また、あじさいグループも参画をしているということで三つの事業者によって森町体験の里「アクティ森」を運営しているという形態で続

けてまいりました。その中で、あじさいグループがメンバーの高齢化もあり、単独の事業者として継続していくことは困難であるということから、株式会社アクティ森の一部にということで、あじさいグループが解散し、株式会社アクティ森がその部分を引き継ぐということがまず進められました。これも経営会議の中で提案され、議論してきたというよりも、当事者同士で、先ほど申し上げた株式会社アクティ森、それから株式会社アマガタ、あじさいグループ、この三つのグループではこれまでも森町体験の里「アクティ森」の運営について、連絡会を催して常に情報共有、情報交換をしてきた中で、あじさいグループさんからそのような申出があったということでございます。そして、これから森町体験の里「アクティ森」をどうしていこうかという今後のことを検討する中で、相談をかけた民間事業者からはやはり宿泊施設が一体となっていることが望ましいという御意見もあり、また、株式会社アマガタさんとアクティ森との協議の中でそういった一体としての経営という案も出てきているという状況で、そういう経過で現在来ているところでございます。当然、株式会社アクティ森として取締役会、株主総会に諮らなければいけない議案については、そのように実施をしてまいりますけれども、まず経営会議の中でそういった提案があったのかというよりも、アクティ森と株式会社アマガタとの連絡会の中で、意見交換の中で、そういう案が出てきているという状況でございます。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 伺っております、株式会社アクティ森がやはりきちんとしていかなければいけないなということを感じました。

アクティ森の施設ですけれども、町が担う行政的というか福祉的機能の部分もありますけど、やはり利益を上げていかなければならないという事業の経営の部分というのも絶対に必要な特殊な町の施設だと思っています。行政としてはある意味、逆の行為を

行わなければならないと思います。行政は税金をいかにどう使うかというのが行政の使命であると思いますし、役割であると思いますが、利益をその税金を株式会社アクティ森さんに指定管理としてお任せすると分配しているというか、使っているということを決めているのですけれども、その株式会社アクティ森としては、企業として努力して利益を上げていくことがその指定管理料を下げていくということになるのですが、この逆の行為をしているのが町長は町の町長として太田町長ですけれども、株式会社アクティ森の代表社長も太田町長というのは、無理があるのではないかなと思います。考え方がやはり逆のことをやらなければいけないという矛盾がどうしてもあると思うのですが、この第3セクター株式会社アクティ森の社長は森町長である必要があるのか、また社長を変えるとか、そういう考えがあるか、また今後もアクティ森の社長は、例えば町長が変わったときも、町長であろうと考えているのかその点はどうでしょう。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康 雄 君 ）株式会社アクティ森の社長は町長である私です。それは私の前任の町長もそうでありましたし、株式会社アクティ森の出資半分以上は町が出資をしておりますので、そういった意味でも、出資比率からいっても、町長が社長ということになろうかと思います。それでは、それで果たして株式会社アクティ森にとっていいのかどうかという御指摘だと思います。この点につきましても、実は経営会議の中でも御意見をいただいております。これまで株式会社アクティ森の経営、あるいは森町体験の里「アクティ森」の運営が順調であったときには、町長が社長でも支障がなく、これまできているわけですけれども、なかなか厳しい経済状況、社会状況の中で、町長が社長でいいのかということについては、取締役からもそういう御意見、御指摘をいただいているところです。私も株式会社アクティ森の社長でありますけれども、常時アクティ森に在駐しているかといえ、そういう

わけにもまいりませんので、現場は支配人に任せているというのが現状でございます。そのような中で、私も当然町長が社長であることに対する限界というものを感じているわけですが、では今の株式会社アクティ森の経営状況、あるいは森町体験の里「アクティ森」の状況で、今、株式会社アクティ森の社長は無報酬です。これを民間からあるいはどこからかにしても、町長ではない別の社長にお願いするといった場合に、無報酬で勤めていただけるかということ、なかなかそういうわけにはいかないのではないかと思っております。そうすると、社長の報酬を生み出していくだけの株式会社アクティ森に財政的な体力があるかといえばそれはありません。そういったことを考えますと、そういったことも含めまして、それでは町長が社長を務める株式会社アクティ森ではなく民間の事業者指定管理を委ねることはできないかというところの判断にもそこは一因があるということでございます。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。
（ 川岸和花子 君 ） 天方地区の人にもお話を伺いましたが、地区としては当然、アクティ森は存続して発展させてもらいたいという強い思いを持っておられます。天方の人も町が継続する、町が関わるということにはこだわってなくて、とにかくどのような形でも発展さえすればいいというようなお話ですし、今回あじさいグループさんの解散等もあって、議会としても今変わるチャンスではないかという提言をしているところです。

先日の全協で示された今後の方針というところで、株式会社アクティ森に代わる指定管理の民間事業者を模索しているということで、町でも何社かに相談しているという御報告がありました。A社、B社、C社、4,000万円では無理と、断られたところもありますが、A社については詳細に調査していただいて、新規投資が必要のため断念したと丁寧なレポートをいただきました。その中で、支配人を中心に社員の少数運営による頑張りで成り立っていると表現されておりました。特に支配人を含めた社員数名が忙し

い繁忙期ですけど、連続勤務であるとか、長時間労働などの繁忙期と閑散期のこの差を埋めるために努力していることが明記されていきました。正直感心したと明記されておりました。それを見て、私はとても胸が痛くなりまして、私は自分の人生で2回の倒産を見てきたわけですけども、最後まで会社のために頑張る社員さんというのは本当に幸せになってほしいと思うのです。また担当の産業課の職員さんものためにも、何か早い打開策を、本当に変わるチャンスではないかと思っているところです。

そして、去年12月ですけど、令和6年度12月のC S A不動産にコンサルティング業務を提案されておられます。その中でC S A不動産から提案されたものですけども、クラフトカフェにすることであるとか、イルミネーションの導入で雰囲気を出すことであるとか、またペットに対応するカフェ等の提案がありました。それについては、C S A不動産さんからのコンサルティング提案について生かす方向は何か考えておられるでしょうか。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。森町体験の里運営コンサルティング業務の中で、昨年、御報告をさせていただいた内容のことだと思います。今現状、アクティ森につきましては30年、陶芸等の施設として運営をしてきておりました。今回、C S A不動産にコンサルティングを出させていただいた中で、今議員がお話をされた中のペットと一緒にとか、それからカフェをやったらどうだとかというような提案はいただいております。ただ、そういったところも今後検討はしていかなければならないことは重々承知しておりますけれども、どのようにカフェを運営していくのか、また株式会社アクティ森の従業員の中でカフェを運営していくのか、またどなたかに来ていただいてカフェを運営していくのか等々、いろいろな課題等もございます。そういったところをで、検討しながら提案いただいた内容について、今後そういっ

議 長
8 番議員

た内容がいいのかどうかも含めまして、検討をしていきたいというところで今考えております。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） これから検討していく、いろいろな最中だということだと思います。

今回 9 月の補正で上がっておりますヤマハ発動機さんとの包括連携協定の中で、マウンテンバイクを目的としたマウンテンバイクパークということで 18,799 千円が上がっております。このヤマハ発動機さんがこちらのマウンテンバイクパークについても、管理運営を行ってくださるという御提案ということで、とても協力的で、連携協力にすごく感謝するところですが、ヤマハ発動機さんについては、株式会社アクティ森さんが業務委託するという形になるということですが、非常に期待をするところで、世界のヤマハさんがこの森町を拠点に e - b i k e のふるさと、P A S のふるさととして盛り上げていこうと、自分たちの事業も大きくしていこうと考えられているということは、すごいことだなと思うのですが、このアクティ森の中でそのバイクパークができたときに、新しくそのマウンテンバイクパークを目的にした新規のお客さんも来られたり、またヤマハ発動機さんの集客力があったり、ファミリー層の長時間の滞在ということも想像されると思うのですが、このアクティ森の施設の中の他の部署の売上げにも影響が普及すると考えられますが、どれぐらいの向上を想定されているとか考えているところがあれば。また、あじさい部門の目標額が今年度 1,900 万円追加されているというか、その前の令和 6 年度は 440 万円の売上げだったのですが、このあじさい部門というところは、どういう理由で 1,900 万円上げようと思っておられるのか、株式会社アクティ森さんのことですが、分かればお願いします。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っています。

ヤマハのマウンテンバイクパークができたことによって、アクティ森にどれぐらい波及効果があるかというようなことの御質問が1点目だと思いますが、こちらにつきましては、これからヤマハ発動機さんがパークの運営をしていくわけでございますけれども、今のヤマハさんの予想でいきますと、1年目は大体1,500人ぐらいの来場者を見込めるのではないかなというところで、5年目には5,000人ぐらいが来ていただけるように皆さんに周知等々していきながら、パークの利用を目指しているというようなことで今伺っておりますので、そういった人々がパークを1日やられる人、それから時間単位でやられる人もいると思いますので、そういった人がレストランないし、そういったところで待って、お客さんがたくさん来れば、パークも混雑してくると思いますので、そういった中で、アクティ森の中の施設でいろいろな体験をしてもらえるというようなところも出てくるかなと今考えておりますので、どれぐらいというのは、まだ今後、運営が始まってからではないとは何とも言えませんが、私どもといたしましては、たくさんの方が来ていただいて、レストラン、それからよんな市、陶芸等をやっていただける人が多くなっていただければというところで今は思っているところでございます。それからあじさいの関係をございますが、あじさいグループにつきましては、今年1月から株式会社アクティ森と合同でやるようになりました。それまで、12月まではあじさいグループということで活動していたわけですが、1月からあじさいがアクティ森に入ったというところでございますので、今年度につきましては1年間あじさいということで、惣菜等の物を農協の森の市とか、そういったいろいろなところに出しておりますので、そういった関係で売上げが令和6年度よりも向上するということで見込みを出させていただいております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今、様々な集客に成功しているというような観光施設を見てみると、ヤマハさんがマウンテンバイクパークを開設してくれることで、またおそらく新たなお客さんが来て、それに合わせてアクティ森もバージョンアップしていかなければいけないと思うのです。集客に成功している観光施設を見ると、景観を楽しめるようなテラス席があったりして、自然を楽しんだりとか、テラスということで、そういう何かちょっとオープンな感じの要素が大きいと思いました。

こちらは掛川市にオープンした、株式会社たこ満さんが経営する森林果樹公園アトリエテラスというところですが、許可を取って撮影させていただいたのですが、明るくて開放的で座席もソファに座っていただくというような女性に選ばれるようなおしゃれなお店。隣にアトリエレストランという食事のレストランもありまして、自分で好きなものを取るというようなビュッフェスタイルで大変にぎわっていたところですので、このレストランの概念というのもバージョンアップしていかなければいけないかなと思います。そういう集客に成功している施設はおしゃれなコーヒー店があったりとか、やはりおしゃれ感というのが結構大きいなと思っています。

右の方が山梨県にある都留市にある道の駅つるというところですが、道の駅の隣に「RV P a r k」、キャンピングカーで宿泊ができるという場所を提供したりとかしている一例ですけれども、何が言いたいかというと、今回、マウンテンバイクパークはヤマハ発動機さんに株式会社アクティ森が業務委託するということですが、このような他の民間業者さんに来てもらって、レストランとかも、こういうカフェなのかもしれませんが、先ほどもお話も出ていましたが、場所を貸して営業してもらおうというような、そういう方法も考えておられるということでよろしいでしょうか。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

9月の補正の中でお願いさせていただいております観光地エリア景観計画というものを補正の中でお願いさせていただいていますが、こちらの景観計画に基づきまして、県の補助事業であります観光地域作り整備事業というものを今後計画の中で考えていきますので、そういった中で今議員がお話をされたようなこういったカフェとか、そういったものが入り入れるかどうかというようなところも踏まえまして、今後の計画の中に盛り込んでいければいいかなというところもございますので、そういった点に関しまして今後また検討しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 森町体験の里「アクティ森」の、例えばレストランに他の事業者に来ていただいて経営をお願いしたらどうかという御意見かと思います。この件につきましては、経営会議の中でもそういう御意見もございました。確かにそれだけでお客さん、集客能力が高い有名レストランが体験の里「アクティ森」の中にあれば、それだけでかなりの集客ができるのではないかと、いう発想もあろうかかと思えます。そのことについて具体的にメンバーで金融機関の人も経営会議に参加していただいておりますので、その辺のところのリサーチをお願いしたところでありますけれども、なかなかレストランの経営だけで、体験の里「アクティ森」のレストランを経営するということは難しいのではないかと、それは距離的なものもありますし、現在の昼間だけの営業ということもありますので、現状では難しいのではないかという御意見もいただいております。それでは夜も営業したらどうかということとは当然考えられるわけですが、株式会社アクティ森の大きな課題の一つにスタッフ不足というものがございます。なかなかスタ

ップをそろえることができない、スタッフをそろえられれば、そして夜間営業することで採算があれば、もう少し営業時間を延ばすことも考えられますけども、スタッフが集まらないというところがネックになっているという現状もございますので、レストランだけ他の形態にお願いするということについては、これまでも検討はいたしました、実現は難しいのではないかと結論に至っているということを申し上げます。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番川岸和花子君。
（ 川岸和花子 君 ） 伺っていると、課題が本当にたくさんあることは承知いたしました。しかしだからこそ、いろいろな民間業者に助けていただくではありませんが、共にやっていくという考え方が必要ではないかなというのも私の感想です。本気で民間業者を呼ぼうとするなら、例えば税に関して数年輕減するなど、何か本当に予防とする策というのはあると思うのですが、そこを最後に伺いますが、株式会社アクティ森としてやっていこうとしているのか、本気でその民間業者に来ていただいて、新しい風を吹かしていただこうと思っているのか、その最後の点だけお伺いします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。
（ 太田康雄 君 ） 全員協議会でも、また本日の一般質問の答弁でも申し上げておりますように、第3セクターである株式会社アクティ森が引き続き指定管理を受けていくということの限界、あるいは町長が社長である株式会社アクティ森が経営していくということの限界ということについては、申し上げてきたつもりであります。そして、ではどうするか、民間事業者による指定管理について模索しながら現状を進めているところです。ただし確定的なことは申し上げられません。今の段階で確定的なことは申し上げられませんので、公募を実施して、応募するところがなければ、引き続き株式会社アクティ森で指定管理を受けていくということを考えなければいけないと思っております。それはあく

までも公の施設として、森町の施設として、森町体験の里「アクティ森」を存続させていくということが、大前提でありますので、そのためにより良い方法を模索している最中でございます。その一つとして、今回補正予算をお願いしております、マウンテンバイクパークの整備というものもございます。これは指定管理者が株式会社アクティ森になろうが、または別の民間事業者になろうが、これは進めていく事業として今回補正予算をお願いしているところでございます。思い切ったことをやらなければ難しいのではないかという御意見をいただきましたので、町といたしましてもこれも全員協議会の中でもお話をしておりますが、最初に相談をした民間事業者では、11 億円ほどの新たな設備投資があれば受けられるという御意見をいただきました。また、ほかの民間事業者につきましても 3 億円から 4 億円の施設改修あるいは新たな設備投資が必要であるという条件も示されております。私といたしましては、その 11 億円はなかなか難しいかと思えますけれども、いずれにしても既に開業から 30 年が経過している施設でありますので、今後、大規模改修あるいは新たな施設の整備ということも考えていかなければならないと思っておりますので、それを実施しながらも、新たな森町体験の里「アクティ森」を作り上げていきたいと考えているところでございます。指定管理料につきましても、現状の 4,000 万円では到底受けることができないという、それが民間事業者の視点であり、考えでありますのでただ 4,000 万円が多いのか少ないのかという机上の議論ではなく、実際にそういった施設を指定管理者として引き受けていくには、民間事業者としては、それでは不十分だという御意見もあるということもお伝えをしたところであります。ですので、町として、また町長として、今回このアクティ森について大きな分岐点、転換期に来ているという認識で新たなことに取り組もうとしておりますので、当然そこには予算が伴うものでありますので、ぜひ議会の議員の皆様方にもその点を御理解いただきまして、前向きにこのこ

とについて御賛同を願えればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前 10 時 35 分 ～ 午前 10 時 45 分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5 番、鈴木哲司君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

5 番議員 (鈴木哲司 君) 5 番、鈴木哲司です。

通告どおり、一問一答方式で町長にお伺いいたします。

質問事項は、「巨大地震発生時の初動対応について」です。

昭和 51 年に東海地震説が発表され、半世紀が経過しました。その間に各地で震度 7 クラスの地震が数回発生しています。それらを検証すると、新聞等では地震予知は不可能で、突発的に地震が発生する可能性があること、初動対応の遅れが指摘されています。昨年 8 月に初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、町職員が対応していたことは把握しています。ここからお伺いいたします。

(1) 役場職員は参集規定がありますか。災害対策本部の設置は、地震発生後どの程度の時間を想定していますか。

(2) 災害対策本部では、ほとんどの事象対応が同時進行だと思いますが、優先順位等のマニュアルを作成してありますか。

(3) 近年の夏の暑さに対応するため、避難所の飲料水の備蓄を増やすなどの対応を考えていますか。以上、お伺いいたします。

議 長 (中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 鈴木議員の「巨大地震発生時の初動対応について」申し上げます。

本町においては、昭和 36 年に施行されました災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、森町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、本町の地域に係る防災対策の大綱を定めたものとして、森

町地域防災計画を策定しております。

1 点目の「役場職員の参集規定はあるのか。災害対策本部の設置は、地震発生後、どの程度の時間を想定しているか。」についての御質問にお答えいたします。

最初に参集規定でございますが、森町地域防災計画の中で定められており、その中で、配備種別、配備基準、動員範囲、事務分掌が定められております。具体的に地震に関連する参集規定を申し上げますと、町内で震度3の地震が観測されたとき、または、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときには、事前配備態勢となり、危機管理課職員が動員の対象となります。次に、町内で震度4の地震が観測されたとき、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときには、町長、副町長、教育長及び各課長で構成する災害対策本部要員を動員の対象とする第1次配備態勢となり、情報の収集等を踏まえ総合的に判断し、町長の指示を受けて、災害警戒本部の設置となります。さらに、この状況下で災害が発生した場合は、災害対策本部に移行するものとなっております。次に、森町に特別警報が発表されたとき、または、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときには、各課の係長以上が参集対象となる第2次配備態勢となります。さらに、町内で震度5弱以上の地震が観測されたときには、全職員が参集対象となる第3次配備態勢となり、災害対策本部を設置して災害応急対策にあたります。なお、職員には災害対応初動マニュアルを配布して周知しております。

次に、「災害対策本部の設置は地震発生後、どの程度の時間を想定しているか。」につきまして、まず、具体的な時間は森町地域防災計画の災害対策本部の設置基準の中では定めておりません。勤務時間中は速やかに移行できると考えますが、夜間や土日祝日の場合は、地震の被害状況等を踏まえ、まずは職員本人や家族の安全を確認してから登庁になること、また道路の寸断や液状化等の要因により、無事に本部まで到着することができるか、考慮す

べき点多々あることから、具体的な時間はお答えすることはできませんが、参集状況等を踏まえ、地震発生後、速やかに設置することを想定しております。なお、参考までに、今年4月に実施しました職員非常招集訓練、これは実際の被害を考慮していないものでありますが、この訓練の結果では、60分以内で9割の職員が登庁できておりますので、30分から1時間程度で本部設置は可能であると考えております。

2点目の「災害対策本部では、ほとんどの事象対応が同時進行となるが、優先順位のマニュアルは作成してあるか。」につきましては、現時点で、マニュアル等は作成しておりません。しかしながら、災害対策本部においては、いついかなる場合においても人命に関わるものについて最優先に考え、人命に関わるもの以外につきましては、状況に応じて、迅速・的確な対策を取ることができるよう災害対策本部運営訓練を積み重ねている状況でございます。例年、9月及び12月に実施しております森町災害対策本部運営訓練は、本部要員であります関係課長、総務課及び政策企画課の職員が参集し、各課長が各部長を務め、両課の職員はそれぞれの役割を担当いたします。訓練では、まず、住民や関係機関から寄せられる被害状況や救援依頼などの情報を、緊急に対応が必要なものか、そうでないものかを選別いたします。次に、対応が必要な情報について、その内容によって対応する部署を決定いたします。対応を指示された部では、部長が各課で待機している係長である班長に指示することで課として対応に当たり、その結果を部長に報告いたします。このような訓練を重ねることで、災害対策における優先順位付けについても災害対策本部要員に浸透してきているものと考えております。

3点目の「近年の夏の暑さに対応するため、避難所の飲料水の備蓄を増やすなどの対応を考えているか。」についてでございますが、本町の災害時の飲料水を含めた給水実施方法につきましては、森町地域防災計画の給水計画に掲載してありますとおり、運搬給

水を基本として、①給水車による給水、②使用可能な給水栓による給水、③給水タンク等の貯水槽から、ろ水機を使用した飲料水の給水としております。なお、各防災倉庫には、ポリタンク（20 リットル）や給水袋（6 リットル）を備蓄しております。併せて、現在、拠点防災倉庫等で、1,380 リットルの飲料水、一人1日3 リットルと考えると460 人分に当たりますが、1,380 リットルをペットボトルで備蓄しております。森町地域防災計画上では飲料水につきましても、ペットボトル等での備蓄については記載していない状況ではありますが、給水態勢が整備されるまでに時間を要すること、昨今の夏の暑さ等による熱中症対策を考慮すると、避難所に避難されてきた人に対して、早期に飲料水の支給が必要となることも考えられますので、今後、飲料水の備蓄を増やしていきたいと考えております。併せて、食料や飲料水の備蓄につきましても、基本的に、各御家庭で常日頃から備えていただきますよう広報周知も継続して実施してまいりたいと考えております。以上、申し上げます。答弁いたします。

議長
5 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 5 番、鈴木哲司君。

（ 鈴木 哲 司 君 ） いろいろ参考になりました。

1 点再質問しますけども、震度7の地震があったのは、今まで7回あります。一番初めにあったのは阪神・淡路大震災、その次に新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、これは2回震度7がありました。あと北海道胆振東部地震、去年の能登半島地震です。この中で執務中に地震があったのは、東日本大震災のみです。先ほど熊本地震は2回あったと言いましたけども、これは2回目は夜中にあったわけですけども、1回目がありましたので、もう職員は参集しているというようなことで、新聞等によりますと初動の対応が遅れていますということです。これは早い参集を心掛けるようにしていただきたいとお願い申し上げます。

それとデマが多いということを聞いていますけども、ここら辺の対応というのは何か考えておりますか。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの鈴木哲司議員からの御質問にお答えいたします。

2点ほど御質問をいただいているというところでございます。

1点目の震度7の地震が全国的に7回あって、その場合、夜中が多いと、夜間が多いという議員からの御質問でございます。そのときの参集体制といったところが初動、初期対応が重要になってくるといったところの御質問かと思えます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、震度7といった巨大地震が発生をするとといったところの部分につきましては、当然震度5弱以上となりますので、先ほどの中でいきますと、全職員参集対象、第三次配備体制という形になります。夜間ということで、先ほどの答弁でもありましたとおり、いろいろ状況が考えられます。実際どのぐらいの職員がどのぐらいの時間で招集できるのかといったところは、なかなか今、何人が何分でという形で、震度7を想定して具体的にといったところは、説明が難しいものとなりますけれども、そういった事態を想定して、各種職員で訓練を行っております。やはり訓練の積み重ねといったものが、いざというときの初動体制につながるものといったところは、間違いのないものだと考えておりますので、そういったところの訓練の実効性、そういったところをより高めて、いついかなる場合でも町民の人命を第一に考えるといった態勢を崩さず、そういったところにつきましては、対応できるようにしていきたいといったところも考えております。職員につきましても、調べますと45パーセントの職員が町内、55パーセントの職員が町外へ住所を構えているといった状況もございます。こういったところも、今後、少しでも早く初動体制がとれるよう、訓練を通じて、徹底していきたいということで考えます。

それから2点目の能登半島地震でも含めて、デマが多いところの対応といったところだと思います。ニュース等でも能登半島

地震の時に、やはりいろいろなSNS等の普及を通じて、メリット・デメリットといった形で、いろいろな情報が入ってくるといったところがメリットになってくるかと思いますが、やはりその中には、今、議員御指摘のデマが多いといった、それに惑わされてしまうといったところも出てきているというのが現状です。そういったところの対策といったところでございますけれども、やはりそういったところにつきましては、森町として、いろいろな災害情報も発信をしております。町としての情報発信、やはり町民の皆様には信じるというか、そこを信用していただくということを継続して周知広報していくと同時に、またSNSのそういった情報につきましては惑わされる、そういったところについては、全てうのみにするのではなくてといったところの町民一人一人のそういった認識について、改めてそういった広報といったところも、町も行っていくということでございますし、SNSを所有されている各町民の皆様方もそういった認識を持って対応していただければということで考えております。以上です。

議長
5番議員

（ 中根信一郎 君 ） 5番、鈴木哲司君。

（ 鈴木哲司 君 ） やはり想定訓練というのは、大事だと思っていまして、東日本大震災の時に、宮城県石巻市でしたかね、大川小学校の引率の先生、あと南三陸町だったと思いますけども、役場職員が亡くなった件とか、やはり検証すると、そこしかないというような感じで、路頭に迷っていたと。それに対して、釜石市だったと思いますけども、中学生が小学生を連れて、山へ上がって助かったとかいうようなこともこれも多分、初動の動きだと思うのですが。これは後で「釜石の奇跡」とかいうような文章で載っていましたが、もう昔から地震があつたら、山へ登れというような言い伝えがあつたそうです。

森町は津波の心配はないわけですが、やはり地震があると、火災が心配されます。消防の三要素というのは、機械、人員、水利、これがないと火は消せないというようなことでありますけど

議長
産業課長

も、私はちょっと常々思っていることがありますて、人員と機械は制限されているわけですが、水利は田んぼが稲を育てているときには、水路に水が流れていますけど、それが終わると、水路に水が流れてないと。地震があったときに、すぐその水路に水を張れるような対策がないのかなと思っていますけども、その点は考慮していますか。以上です。

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

鈴木議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

水稻を作っているときは水があるけれども、稲刈りが終わった後は水路に水が流れていないので、そういった対策とはとれるかというような御質問だと思います。

今は、慣行水利といいまして、常時、民家の近くに水路があって、家庭雑排水も流れ出しているようなところもございますので、そういった関係で、少し用水路に水を流しているというような地域はございますけれども、そうでない場合は、森町の水利につきましては、吉川頭首工と大鳥居にあります三倉頭首工、両方あるわけですが、そちらはダム形式で、風船を膨らませた形の中で川をせき止めまして、そこから用水を引っ張って、南部の水田まで用水を流しているというような状況でございます。それからもう一つ、池の水を使って水田に水を入れている箇所もございますので、そういった形の中で、例えば、川から用水として水を取っている場合には、三倉頭首工、吉川頭首工、それぞれそこが被災していなければ、水をためることはできると思います。ただ、それが渇水期の場合には、なかなか水がたまらないということが起こりますので、被災時にすぐに用水に送るということはなかなか難しいのが現状ではないかなと考えております。

それからもう1点、ため池から用水を流しているところがございますけれども、そちらに関しては、逐次、例えば先ほどお話が出ました震度7の地震が起きたようなときには、そのため池まで

人が行って、その池から水を出すようなことができるかというように、なにも考えられてきませんので、そういった面でなかなか冬場といたしますか、終わった後にまた用水から水を取水して、火事等の対応をするというのは、なかなかすぐには困難ではないかなと考えられるのではないかなと思っております。以上です。

議長
5番議員

（ 中根信一郎 君 ） 5 番、鈴木哲司君。

（ 鈴木 哲 司 君 ） なるべく参考にしていただければと思います。

それと、飲料水の備蓄の件ですけれども、人体は 65 パーセント以上は水分でできていまして、普通の気温で四、五日、水分を摂らないと亡くなってなってしまうということで、水さえあれば、二、三週間もつということをちょっと勉強したことがあります。夏の暑い時はその期間が更に短くなるだろうとは思いますが、暑い時期には水分だけでなく、ミネラルも取らなければいけないということで、やはりミネラル水というと、安く取れるのが麦茶かなと思います。多分、今、麦茶は用意していないと思われまうけれども、これからそういった時期のことを考えて、麦茶等を用意する気持ちはありますかという質問です。以上です。

議長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木 知 寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの鈴木哲司議員からの御質問にお答えいたします。

ミネラルということで、麦茶が効果があるといったところで、そういったところの備蓄、用意はあるかといったような内容の質問かと思えます。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、今の状況、現状の中で飲料水の確保といったところ、ペットボトルの備蓄をこれから増やしていきたいといったところで答弁をしております。こちらにつきましては、やはり給水体制が整うまでといったところもございまして、そのためには数日間かかります。避難所に避難されてきた人、例えば赤ちゃんが粉ミルク、ミルクを飲みたい場合、

当然水が必要になってきますし、あるいは服薬、薬を飲んでいらっしゃる人が、水を必要とする場合とか、いろいろ想定されますので、まずは飲料水、ペットボトルでの備蓄、こういったところを段階的ではございますけれども、備蓄を増やしていきたいといったところで考えております。議員から御指摘ありました麦茶といったところは成果、効果といったところはあろうかと思えますけれども、今の現段階ではペットボトルを増やして、飲料水の確保といったところを最優先として考えて進めていきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 11 時 15 分 ～ 午前 11 時 25 分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3 番、高木幸広君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

3 番議員

(高 木 幸 広 君) 3 番、高木幸広でございます。

通告のとおり、一問一答方式で質問させていただきます。

質問内容は「災害情報共有システムの導入について」であります。

近年、災害や事故の発生時に住民へ迅速かつ的確に情報を共有する手段として、災害情報共有システムが全国的に注目を浴びています。このシステムは、少人数のスタッフでも運用が可能であり、限られた人員体制の中でも効率的に情報共有を行えるという大きな特徴を持っております。実際に、磐田市や浜松市でも既にファストアラートというシステムが導入され、運用が進められていると聞いております。森町においても有効な防災情報共有手段となり得るのではないかと考えます。このファストアラートというシステムは、手作業での情報収集よりも迅速にリスク情報を把握でき、住民からの情報収集と発信の双方向性であることや SNS やウェブ上で自動収集する際、デマや誤報などの情報の信頼性

をA I が判定します。また、災害以外にも、事件、事故、インフラ障害などの情報も共有可能であります。このように様々な情報を公式発表よりも早く把握できることにより、被害を軽減し、避難行動も促進させ、町における情報の精度及び住民サービスへの向上など、そのメリットは大きいと考えられます。森町における現状のネット環境、情報収集体制において、この災害情報共有システム、ファストアラートを検討されてはどうか。以上、御答弁よろしく願いいたします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田 康 雄 君 ）高木議員の「災害情報共有システムの導入について」の御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、ファストアラートとは、各種SNSやウェブから収集したデータをもとに、災害や事故などのリスク情報を収集・配信するサービスでございます。このサービスのメリットといたしましては、住民を始めとする複数の情報発信者からリアルタイムに情報が収集できることや画像付きの地図情報を瞬時に取得できることなど、情報収集の効率化、迅速化が図られることで、その結果、住民への情報提供も迅速に行うことが可能となる点が挙げられます。また、A I による情報解析に加え、専門の監視チームによる目視での確認により、デマや誤報の排除が行われ、情報の信ぴょう性も一定の水準で確保されております。これらのことから、民放キー局や地方紙、企業などでも導入されており、自治体においても本年4月時点で、全国で14自治体が導入しておりまして、静岡県内では、浜松市、磐田市、沼津市がファストアラートを採用しております。

さて、現在の森町における災害時の情報収集手段は、町職員や消防団員等の巡視によるものや住民からの電話による通報が中心となっております。基本的には、これらの方法で被害情報の漏れや誤報はないものと感じておりますが、情報収集、発信のスピードや効率等を考慮すると、ファストアラートの導入について検討

していく必要性はあるものと考えられます。そのため、既にファストアラートを導入している自治体に現在の運用状況を含めた内容について照会したところ、SNSやウェブからの情報が自動的に収集されるため、情報源の一つとして活用はできているということでした。しかしその一方で、「大都市と比べて、SNSの投稿数そのものが少ないため、期待していたように多くの情報が集まるわけではない。」という声もいただいております。地域に関するSNSの投稿数は、一般的にその地域の人口に比例すると考えられることやSNSの利用者は若年層が中心となっていることから、森町の地域特性を考慮すると、ファストアラートの導入効果は、都市部ほどは期待できないのではないかと考えられます。また、現時点においては、全国でも14自治体のみの導入となっておりますので、今後、他の自治体の導入状況や実績を調査研究する必要もあると考えております。情報収集や情報発信は災害対策の要とも言える部分であるため、ファストアラートも含め、AIやアプリ等の活用を視野に入れつつ、より効果的な手段を確立できるよう研究・検討してまいりたいと考えております。以上、申し上げまして答弁いたします。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高 木 幸 広 君 ） 3 番、高木幸広です。

都市部ほどの効果はないのではないかというようなお答えでございました。こういったシステムはなかなか実際に使用してみないと、その効果というのは分からない部分もございます。このファストアラートというシステムには、1か月間試験的に無料で使用できる無償トライアル制度というものが用意されております。この制度をぜひ利用して、一定期間だけでも活用してみるというようなお考えはないでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えいたします。

ファストアラートの関係で、無償トライアル制度があるということで、そちらに対する取組、考え方はといったところの御質問かと思います。

今議員が御指摘のとおり、確かにこういった制度があって、利用してみないと、体験してみないと分からないといったところ、それは議員の御指摘のとおりだと考えております。しかしながら、私も磐田市の状況について、導入をしておりますので確認しております。そういった中で、先ほど答弁にもありましたとおり、なかなか想定していた以上に、投稿数そのものというのは集まっていないといったような職員からの声もいただいております。やはり一つの情報源としてといったところがあるのですけれども、やはりその成果、効果といったところを少し見てみないと、無償の制度があるといったところでございますけれども、すぐにその制度に応募するといったところは、現時点では、今の段階では、持ち合わせていないといった状況でございます。全国で14自治体といったところ、あるいは町の地理的な特徴とか、それから町民の皆様方にまずはSNSの発信の広がり、そういったところもやはり周知する必要もあるだろうし、町としてまずは、どのような形で運用していくかといったところをはっきり決めて、その運用に一番合致する最適な手段といったところを考えると、その場合、それによって、組み合わせていくといったところが先決であると考えております。実際、電話で確認しただけですので、今お話ししたとおり、私も直接磐田市に出向いてはいないものですから、出向いてこのファストアラートの関係、実際見たり、どのような状況かといったところは出向いて、少し調査研究はしていきたいということで考えております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） よく分かりました。

あまり情報が集まらないという声もあったようですが、ぜひまたそちらの実際に使用されている自治体に出向いて、調査進めて

議 長
危機管理
課 長

いただきたいと思います。そういった面で、なかなかすぐには導入ができないということですが、現状の防災無線やメール配信などを今以上に迅速に情報提供をしていくために、もし何か新しい計画等があるのでしたら、教えていただきたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの高木幸広議員からの質問にお答えいたします。

町民へのいろいろな行政情報、特に災害情報を含めて、何か新しい考えはといったところの御質問かと思います。

今、議員から御指摘のありましたとおり、災害情報につきましては、同報無線、ちょっとメール、LINE、そういったところで、町民の皆様に情報を提供しているといったところでございます。しかしながら、昨今の中で、やはりDXの推進とか、各企業いろいろなところで研究も進めております。そういった中で、このままでいいのかといったところも当然ございますし、より正確、より迅速性を求められておりますので、そういったところも視野に入れて、現在、もう少し総合的に情報提供をより良くするために、庁内でも危機管理課、それからデジタルの担当課もいますので、そういったところとも協議、打合わせをして、町としてどのような形が一番ふさわしいのかといったところのシステムの導入に向けて、今、少し研究をしているといったような状況でございます。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） 分かりました。

災害時において情報というのは本当に重要なことかなと思います。この情報を伝えるうえで、現在、私が心配しているのが、一人暮らしの高齢者や耳の不自由な人、また定住されている外国人、また観光に来ている外国人、日本語のあまり理解できない外国人もいらっしゃいます、このような人たちに対して、やはり情報が早ければ、その人が直接を情報キャッチしなくても、周りの人が

情報を伝える、教えてあげるといようなことも可能になります。
こういったような人に対しての配慮というのは、現在どのように
行われているのか、今後またそういった人たちに対して新たな取
組等ございましたら、お考えをお教えてください。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えいたします。

町民、高齢者、障害者、あるいは外国人、いろいろいらっしゃる
中で、災害情報をどのように迅速正確に伝えていくかといった内
容の御質問かと思います。

こちらにつきましては、現在のいろいろな防災情報、先ほども
言いましたとおり、いろいろな媒体を使って発信をしております。
そういった中で、まだまだ町民、誰にとっても優しい情報体制に
なっているといったところは、まだ不足しているものと考えてお
ります。どのようなところといったところでございますけれども、
やはり役場として、まずは公助の部分で、できるものといったと
ころは、当然A Iとかいろいろなものを活用しながら対応はして
いきます。しかしながら、やはり、共助の部分ということで、地域
の皆様方とか、民生委員の皆様、あるいは自治会の町内会長の皆
様とか、いろいろな近所の助け合いというところもあります
ので、そういった人々の御支援もどうしても必要になってくる
ということで考えております。そのような中で、誰にとっても優
しい防災づくりといったところを課題として考えて、実際に、例
えば、障害者の団体とそういった人に対して、話合いの場を設け
て、直にお声をいただくと、協議をさせていただくといった場と
か、そういったものを通じて、どのような形が望ましいのかとい
ったところは引き続き研究、検討していきたいと考えております。
以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高木幸広 君 ） 承知しました。

いずれにしても災害の情報というのは、早く正確に伝えることが本当に大切だと思います。今後、町としてもその体制を一層充実させていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1 問目の質問は以上で終わります。

続きまして2問目の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問です。「災害発生時におけるペット同伴の避難所について」の質問を行います。

昨今、全国的にペットを家族の一員と考える世帯が増えており、避難所のペットの受入体制は重要な課題となっています。環境省からも人とペットの同行避難が推奨されておりますが、実際には、避難所でのペットの受入体制が不十分であったり、他の避難者とのトラブルが報告されている事例もございます。現在、森町において、ペット同伴で避難できる避難所の指定や受入体制は整備されているかどうか、お伺いします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）高木議員の「災害発生時におけるペット同伴の避難所について」の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ペットを家族の一員として考える世帯が増えている状況下で、避難所における課題の一つにペットとの同行避難及び同伴避難が挙げられております。

最初に、同行避難と同伴避難の違いについて御説明いたします。同行避難とは、ペットを連れた移動を伴う避難行動をとることで、ペットを連れて危険な場所から安全な場所に移動することであり、対しまして、同伴避難とは、避難所の敷地内でペットを飼養管理する状態のことで、具体的には、避難所でペットと一緒に過ごすこととなります。したがって、ペットと共に安全な場所に移動することと、避難所でペットと一緒に過ごせることは別問題で、この理解を周知していくことが急務であると考えております。

環境省は、平成 30 年 3 月に、それまでのガイドラインを改定する形で「人とペットの災害対策ガイドライン」を示し、災害時のペット同行避難とペット対策支援を推進しております。静岡県も「災害時における愛玩動物対策行動指針」を策定するとともに、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を示し、県内市町の各地域の避難所におけるペットの受入体制整備を推進するため保健所等を通じて自主防災組織への積極的支援を実施しております。

さて、本町では、現在、避難所に行きペットと別々に生活する同行避難は全ての避難所で可能となっていますが、避難所内（室内）でペットとともに生活できる同伴避難は、アレルギーやほえや臭いのあることから、受入体制は未整備となっております。一方、全国的にみますと、ペットを連れた避難を諦めた人やためらった人が、避難所に行けずに被災し、命の危険に遭われる人もいらっしゃいます。

森町地域防災計画の中では、被災者支援等の観点からペットのためのスペースの確保等について関係機関と連携していくことを示していることから、令和 6 年度に町内会長や学校関係者、町職員で構成されます森町防災連絡会において、静岡県災害時動物愛護ボランティアリーダーからペット同行避難についての講話をしていただき、自主防災会の避難所におけるペットの受入れに対して御理解、御協力をいただくとともに、体制づくりを進めていただくようお願いをしたところであります。今年度も 6 月にミキホールで開催しました森町防災連絡会において、ペット同行避難の必要性について講演をいただき、多くの町民の皆さんに対しまして、ペット同行避難の周知に努めている状況でございます。御講演いただいた内容として、いざという時のためには、やはり日頃の積み重ねが大切であること。まず、ペットを飼養している御家庭では、鑑札等の常時装着やしつけ、狂犬病を始めとする感染症予防等の適正飼養に日々努めていただくこと、そのうえでペットの災害対策としてケージやキャリーバッグなどペット用避難用

品や備蓄品を御準備いただくこと、さらに御家族全員で今一度「ペットの同行避難」の意義を御理解いただく必要があるということでした。

町では、動物保護協会などが作成したペットの防災対策啓発チラシを町内回覧に掲載したり、もりもり2万人まつりの際にブースで情報冊子を配布したりするなど、啓発を進めております。ペットの苦手な人には、ペットの同行避難の必要性を御理解いただき、ペットを飼養している人が安全に同行避難されることに御協力いただけるよう平時から御説明させていただくことで、もしもの被災時の避難所が誰にとっても安全・安心な場となるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長
3 番議員

(中根信一郎 君) 3 番、高木幸広君。

(高 木 幸 広 君) 了解しました。

避難所の訓練において、今までペットを同行することを想定とした訓練というものを行ったことはないと思うのですが、今後、そういったペット同行の避難訓練を行う予定はあるでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴 木 知 寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えいたします。

ペット同行避難の関係の訓練の質問だと思っております。

高木議員御指摘のとおり、町としてペット同行避難を踏まえた訓練といったところは、町主体として実施したといったところは、今までのところないというのが現状でございます。昨年度、令和6年度、先ほど町長の答弁もありましたとおり、森町防災連絡会において、県災害時動物愛護ボランティアリーダーから講話をいただきまして、それを踏まえて、天方地区の一町内会で講師をお迎えして、自治会が主体となって訓練を実施しているといったところは把握しております。今後につきましてといったところですが、けれども、訓練といったところでございますけれども、まずは、

現段階では同行避難といったところで、やはりまず御理解いただくと、周知していくといったところが先決であるということで考えております。防災連絡会等でも引き続き、そういった視点で、御講演いただくとか、あるいは従来どおりチラシ等も配布をして、ペットを飼われている人、あるいは飼っていない人、安心して避難できるし、そういった避難所といったところを、やはり考えていく必要がありますので、まずは広報周知に引き続き努めていきたいと。そういったところを踏まえて、訓練等もあわせてある程度の一定の浸透度というか、そういった深まり、広まりも考慮しながら、訓練も検討していきたいと考えております。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

3 番議員

（ 高木幸広 君 ） ぜひ、そちらも広げていっていただきたいと思います。

ペット同行での避難に関しましては、受入体制というハード面の課題以外にも、この飼い主のマナーやルールを徹底していくことも大切だと考えております。そこでお伺いしたいのですが、今後、町として飼い主のためのペットに関するマナーやルールについての周知を図る講座やセミナーを行う予定はあるのでしょうか。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

危機管理

（ 鈴木知寿 君 ） 危機管理課長です。

課 長

ただいまの高木議員からの御質問にお答えいたします。

ペットを飼われている人への、いろいろな注意喚起とか、そういったところの、どのように考えているかといったところでございます。

現状、例えば犬等ですと、狂犬病の予防注射の関係で、年に一度は予防接種をしなくてはならないといったような決まりもあります。そういった中で、例えば、ペットの教育、避難所での教育の関係のチラシを配布して説明するとか、そういったところが、今想定されます。なかなか飼っている人、犬ですと、町内で 1,000 頭

ぐらい、狂犬病予防で登録されて犬がいらっしやいますけれども、一同に集めて、なかなか講演とか、そういった研修会をやるといったところは厳しいものがあるかと思いますので、そういった案内とか、そういった時に、避難所の想定も考えて、少ししつけ、教育の必要性といったところも、少し文章として添えて、注意喚起を促していきたいといったところも、考えていきたいと思っております。以上です。

議 長
3 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 3 番、高木幸広君。

（ 高 木 幸 広 君 ） 承知しました。

今の御答弁はペットと同行で避難をするということによろしいでしょうか。そういったセミナーとか講座、チラシを配るというような内容でよろしいでしょうか。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えをいたします。

ペット同行避難というか、町から犬を飼っていらっしゃる人に、いろいろ案内、通知等もしておりますので、そういった時に、例えば災害発生時、避難所での同行避難についての、少しそういったときの考え方、説明をしたりとか、そういった場合のことを想定して、常日頃からのしつけとか、そういったところにつきましても、文面上で落として、注意喚起を図っていくと、お知らせをしていくといったところでございます。以上です。

議 長
住民生活
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

（ 森 下 友 幸 君 ） 住民生活課長です。

危機管理課長の答弁に補足をさせていただきます。

ペット同行避難に関して、町民への啓発、どのようにやっていくかということですが、具体的なものとして、私で把握しているのが、「ペット同行避難メモ犬編森町版」ということで、去年の産業祭の際に、住民生活課でブースを出しておりますが、その時に来場者にこういうお手製のものですけれども、ペット同行避難

に關しての啓発のための冊子を作りまして、配布をさせていただいております。

内容につきましては、まず、ペット同行避難というものの大切さ、御自身の身の安全を確保し、避難準備を行うことです。それから、安全に避難するためには、首輪、リードを装着して避難する。それから、いつもと違う状況に犬が置かれますので、たくさん褒めて、楽しい散歩、常にしているようにしていきましょう。あと、褒めの上手な飼い主になりましょうというようなことが書かれています。それから避難先では、どういう状況になるか分かりませんが、犬用の小屋とか、そういったところが必要になってくるということで、そういったものを準備しておこうとか、そういったことが書かれています。専門的に作ったものではありませんので、これからこういった内容を充実して、町民、特にペットを飼われているケースを進めていきたいと思います。これは犬だけではなく、ほかにも猫を飼っていらっしゃる人とかいらっしゃると思いますので、そういったものを充実していきたいと考えております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) ここでしばらく休憩とします。

(午後 0時00分 ～ 午後 1時10分 休憩)

議 長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3 番、高木幸広君。

3 番議員 (高木幸広 君) 3 番、高木です。

午前中に引き続き、ペットの避難に関して再質問をさせていただきます。

町としてもペット同行避難に関しての周知をいろいろ進めてくださっているようで、今後もどんどん進めていっていただきたいと思います。

そこで、そうした活動するうえで、住民、または飼い主から何かの御意見や御相談等があったのであれば教えていただきたいと思います。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの高木議員からの御質問にお答えいたします。

ペットの同行避難に関する住民の皆様からの御意見等、こちらにつきましては、過去の状況ということで御説明させていただきます。

台風等で、避難所、避難場所を開設した際に、電話等で「ペットを連れて避難することができるのですか。」といったような照会を受けたといったところがございます。そういった時に、当時、防災課の職員ですけれども「屋内には避難することはできない。」といったような回答をしているといったところがございます。町民、特に一般の人からはペットの同行避難に関して何か御意見、あるいは御質問いただいたといったところは特に現段階ではないという状況でございます。以上です。

議 長
3 番議員

(中根信一郎 君) 3 番、高木幸広君。

(高木幸広 君) 承知しました。

最後の質問になりますが、地域連携の観点からお伺いします。

近隣市の磐田、袋井、掛川といった周りの市、こちらのペット同行避難の状況の把握とか、または情報共有や連携というのは、町として今行われているかどうか、最後にお伺いします。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

ペットの同行避難に関連する地域連携ということで、近隣、磐田、袋井、掛川との連携等といったところだと思います。

こちらにつきましては、現状は、何か一緒になって連携をして、訓練をしたりとかといったところは実施できていないといったところが現状でございます。ただ年度当初に、危機管理課の職員同士、そういった西部管内とか、各課長で構成する課長会議等があるものですから、そういった時のペット同行避難の議題とか、そ

れに対する各市町の状況とか、そういったところは、議題として上がってきているところもあるものですから、その中で当町としてはというところで、状況については説明をさせていただいて、情報共有をしているといったところがございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 続いて、一般質問を行います。

1 番、榊原雄太君。

質問は一問一答方式です、

登壇願います。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 1 番、榊原雄太です。

通告のとおり、質問をさせていただきます。

質問事項は、「災害時におけるデジタルの活用について」でございます。

令和 6 年度能登半島地震におけるデジタル活用動向に関する調査によると、発災時の通信手段の利用の可否は、固定電話が 39.6 パーセント、携帯電話が 60.3 パーセント、L I N E が 70.3 パーセントとなっています。また、特に L I N E 等を含めた S N S は、過去の震災と比較して、より大きな影響を与えています。

質問の一つ目といたしましては、発災時のライフラインや生活一般情報においては、行政機関ホームページを、情報収集に利用した人が熊本地震と比較して、能登半島地震では増加しています。森町における発災時のホームページ及び公式 L I N E による情報提供体制はどうか伺います。

二つ目は、能登半島地震発災時には、道路の寸断、停電及び携帯機器の不通により、連絡ができない職員が多くいらっしゃいました。一方で、平時から利用しているビジネスチャットが災害対応でも活用された自治体もありました。また、災害時には 100 人から 200 人を超える人数で情報を共有する必要があります。L I N E W O R K S などのビジネスチャットで情報共有をすることは非常に有用であると指摘されております。森町における平時からのビジネスチャット等の活用状況についてお伺いいたします。

議 長
町 長

以上です。

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）榊原議員の「災害時におけるデジタルの活用について」の御質問にお答えいたします。

災害時における情報通信手段につきましては、議員御案内のとおり、固定電話、携帯電話、ＬＩＮＥなど、複数の手段が考えられます。また、近年ではＬＩＮＥ、InstagramやXなどを始めとしたＳＮＳの利用者が増加しており、ＳＮＳは平時から情報通信手段の一つとして社会に定着しております。このことを踏まえ、本町といたしましても災害時におけるデジタル技術の活用は、非常に重要な手段と考えております。

１点目の「森町における発災時のホームページ及び公式ＬＩＮＥによる情報提供体制はどうか。」について申し上げます。

町の公式ホームページには、常に緊急情報の欄が用意しており、災害発生時には避難所の開設や道路の通行止め等のライフライン情報を掲載するほか、台風接近時には注意喚起等の情報を掲載しております。また、災害の規模が大きい場合には、公式ホームページ内に災害特設ページを設け、ライフラインを含む被災状況や被災された人に対する支援制度、問合せ先等をまとめて掲載しております。加えて、災害時にアクセスの集中が予想される場合には、多くの方がスムーズにアクセスできるよう、画像等を極力減らした緊急災害用トップページに切り替えることが可能となっております。これまで実際に緊急災害用に切り替えて運用したことはございませんが、今後、防災訓練等の際に、緊急災害用に切り替える訓練の実施も検討してまいりたいと考えております。また、公式ＬＩＮＥについては、ホームページに掲載している災害情報等にすぐにアクセスできるような形式も含め、迅速な周知が可能であるというＬＩＮＥの特性を踏まえ、気象に関する警報や被災された人への支援情報など、必要な情報を配信しております。

議員御案内のように、災害発生時のＳＮＳの利用が増えている

一方で、能登半島地震では、SNS上に地震に関連する不確かな情報も多くあったとされております。そのため、今後の災害発生時には、町の公式ホームページや公式LINE等で発信する情報が正しく、それ以外には、町としての発信はしていないことを周知することも必要だと考えております。

2点目の「平時からのビジネスチャットの利用状況はどうか。」についてでございますが、森町では、株式会社トラストバンクが提供するサービス「LOGOチャット」を導入しております。令和2年度に試験運用を開始し、令和3年度当初より運用を開始いたしました。その後、順次正規職員全員を登録し、パソコンだけでなく、個人所有のスマートフォンにアプリをダウンロードして、スマートフォンからの使用も可能といたしました。令和6年度には、同意いただいた会計年度任用職員の利用も開始し、スマートフォンによる使用も本人の同意のうえで利用を開始いたしました。さらに、本年度より幼稚園教諭の利用も開始しております。本年9月現在の登録者数は257アカウントであり、その内訳は正規職員が196人、会計年度任用職員及び委託職員が61人となっております。また、使用状況でございますが、直近の6月から8月のメッセージ送信数は1月当たり6,000件から7,000件の間を推移しております。

次に、主な機能についてでございますが、登録者は、役場の個人貸与パソコンか、アプリをインストールした個人のスマートフォンでの使用が可能であり、個人のスマートフォンのアプリ設定はシステム管理者が管理しております。民間のチャットアプリと同様に、登録者間でのメッセージの送受信が可能であり、撮影した画像の送付や業務で使用するワード・エクセル・PDF等のファイルの送受信も可能ですが、個人のスマートフォンにはファイルは保存できない仕組みとなっております。また、1対1のトークだけでなく、グループを作成することで、グループ間での情報共有もできます。さらに、メッセージ本文の検索やファイル名の検

索が可能であり、スマートフォンでは自身の位置情報も送信が可能です。役場での使用方法につきましては、業務を遂行するにあたり、補助連絡手段として活用するほか、時間外や緊急時の連絡手段としても活用しております。職員は利用ガイドラインに則り、連絡手段として活用しております。

最後に、災害時の連絡についてでございますが、危機管理課が役場三役と正規職員を参加者とする「R7 災害対策要員（三役＋正職員）」というグループにおいて、全職員に向けた災害時の情報共有を図っております。また、防災訓練等の連絡手段としても活用しております。以上、申し上げまして答弁いたします。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ） 1 点目のホームページ、公式LINEによる情報提供体制についてですが、こちらは複数人、ホームページを編集等する者が体制として整っているのか、またなかなか役場に来られない場合に、そういった人が遠隔からもそういったホームページ等を編集するようなことができるのかについてお伺いいたします。

議 長
政策企画
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 政策企画課長。

（ 鈴 木 勇 登 君 ） 政策企画課長です。

ただいまの榊原議員の御質問にお答えをいたします。

ホームページの管理等複数人が対応できるようになっているかというような御質問が1点かと思えます。

まず森町災害対策本部運営要領の中で、災害対策本部事務分掌がありまして、その中で政策企画課プロモーション戦略係とデジタル推進係、こちらが広報班として災害広報に関することを所管しております。係員がそれぞれ対応することとなりますので、複数の職員はいるということでございますけども、どこの所管事務もそうでございますが、有事の際は、必ずしもその担当職員がいるとは限らないということでございますので、そちらについては、バックアップを含めて対応に当たることができるよう体制を整え

ていきたいと思います。

2点目の遠隔による操作ができるかどうかということでございますが、こちらにつきましては、まず技術的には今できるということです。ただ遠隔操作専用の端末が必要になりますので、それを常に持ち歩くかということ、なかなかそこは難しいところでございますので、そうした運用も含めて今後検討していきたいと考えております。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ）一つ目の質問につきましては、複数人の対応ができている、遠隔については技術的には可能であるので、そういった点も含めて検討していくといった御答弁で了解いたしました。

二つ目の質問に移ります。

二つ目の質問の中でL o G oチャット、こちらについては、主には平時からの業務の効率化といったところで、威力を発揮されていると思います。6月から8月でメッセージ6,000件といったところで、非常に活用がされている状況だといったことが確認されました。平時のみならず、災害時で緊急時の情報の共有といったところで、その有用性がまず指摘をされているところでございます。L o G oチャットのホームページを見ますと、災害時の避難所の開設や物資の受入れに対し、電話を使っていたある町、そこでは避難所担当者と対策本部でのルームを作成し、リアルタイムでの情報報告をチャットを活用したことによって、その結果、写真などで避難所の状況を伝えることができ、物資の在庫、要望など、そのやりとりがスムーズになったと、そういった事例が報告されております。森町において、9月に行われた総合防災訓練時にも先ほど活用があるといったことですが、その具体的な活用の方法について少しお伺いをできればと思います。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

榊原議員の質問にお答えします。

9月の防災訓練を実施した時にL o G oチャットの利用はどのように行ったかといった質問かと思います。

9月の防災訓練においては、午前8時に地震が起こったということで、午前8時に危機管理課からL o G oチャットを使いまして正規職員全員に対し、「地震が起きました。直ちに登庁できますか。30分以内に登庁できますか。60分以内に登庁できますか。」というような連絡が来て、それに応じて全職員が参集をしたということで、まず地震の発生及び参集に利用しております。実際に災害対策本部を設置した後の情報のやりとりでございますけれども、それにつきましては現在、役場の行政無線、電話を使って連絡を取っているというようなことでございまして、訓練の中においてL o G oチャットを利用しているという状況はございません。以上です。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの榊原議員からの御質問にお答えいたします。

L o G oチャットの9月の防災訓練での活用につきましては、ただいま総務課長から答弁がありましたとおりでございます。そういった中で、活用をしているといったところでございます。

それから、総合防災訓練は今回は各課でそれぞれ、各課の事務分掌に沿った形で、その中で訓練をしていただいております。例えば住民生活課が遺体安置所の関係の訓練をしたりとか、それから産業課で物資の関係の訓練をしたりとかいったところで、各課がそれぞれの役割に応じた訓練を行っていただきました。その中で、L o G oチャットの活用、どこまで活用してできているのかといったところまでは、十分にこちらも把握はしておりませんが、有用なものでございますので、活用といったところにつきましては、より活用できるように推進をしていきたいと考えております。また、消防団員からもしろいろな状況の画像、災害状

議長
1 番議員

況についての画像等、そういったところを添付していただいて、被害情報を連絡していただいたといったところもあります。それから、総合防災訓練ではございませんけれども、例えば大雨のとき、そういった有事の際に、事業課の職員が現地確認していたことをＬｏＧｏチャット等を通じて、連絡、情報共有手段として活用しているといったところも現状でございます。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊原雄太 君 ） 訓練の中で、総合防災訓練の本部の運営の訓練ですので、その中では主には防災行政無線になるのかと思います。そういった中で物資の訓練といったものが各課で行われていると、そういった中で、写真を添付できるとか、そういった無線にはない非常に強み、便利なツールですので、今後ともＬｏＧｏチャットの活用といったところも含めて訓練等を計画していただければと考えます。

（２）については了解しました。

それでは、二つ目の大きな質問に移りたいと思います。

二つ目の大きな質問については、有事における避難所の設営運営でございます。

令和 7 年 6 月 15 日曜日に令和 7 年度の森町防災連絡会において、全地区を対象とした、先ほども町長からもありましたが、避難所資材設置運営訓練を森町文化会館小ホールにて実施されました。それについては、私も参加をさせていただきました。避難所の設置、運営は町、施設管理者、自主防災組織が行うことになっております。

一つ目の質問といたしましては、自主防災組織が有事の際に避難所を設営するには、事前にマニュアルの周知とその理解、またシミュレーション等が必要であるが、事前及び有事の際に、どのようなサポートを町で考えているのか。

二つ目としましては、有事の際には、各地域の防災組織が共同して一つの運営組織を立ち上げることが想定されます。それを前

提とした連携訓練等を計画しているのか。

三つ目としましては、各避難所のリーダーに防災士等が必要であると考えます。6月定例議会にて、防災士取得に補助制度を検討するとの町長の答弁がございました。自治体が所定の要件を充足しまして、日本防災士機構の認証を受けることにより、防災士養成研修実施機関となることができます。日本防災士機構が認定する防災士認定講習と同様に扱われます。防災士資格取得試験が、それによって受験ができますので、当該方法によれば、より多くの人が負担なく、知識、経験が得られ、同資格を取得することができるかと想定されますが、このような方法を導入する意向はあるか伺います。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）榊原議員の「有事における避難所の設置・運営について」の御質問にお答えいたします。

1点目の「自主防災組織が有事の際に、避難所を設営するには事前にマニュアルの周知・理解やシミュレーション等が必要であるが、事前及び有事の際にどのようなサポートを考えているか。」について申し上げます。

災害対策につきましては、自助、共助、公助の考え方が基本となり、自主防災組織が担う共助の役割は非常に大きいものと考えております。その中でも避難所の運営に関しましては、避難者自らが運営することが原則であるため、有事の際は、自主防災組織が避難所運営の中心的存在となります。議員御指摘のマニュアルの周知につきましては、森町では平成17年9月に「森町避難所運営マニュアル」を作成し、完成時に自主防災会に配布をしているところであります。しかしながら、マニュアル作成から年月が経過し、避難所運営に関する考え方も当時と変わっている点もあることから、現状では令和6年2月に改訂された静岡県「避難所運営マニュアル」、「避難所生活の手引き」を町のホームページに掲載して、町民の皆様に周知している状況でございます。避難

所運営に関する理解やシミュレーションにつきましては、例年5月から6月に各自主防災会長や学校関係者などを対象に森町防災連絡会を開催しており、静岡県が作成している「ふじのくに防災ナビ」を配布し、「平常時」、「訓練」、「災害時」等における自主防災会の役割等についてお話をさせていただいております。また、避難所の運営につきましては図上訓練やコロナ流行時にあつては感染症の予防を踏まえた避難所運営の説明等を行ってきております。今年6月に開催しました防災連絡会につきましては、例年の防災連絡会とは内容を見直し、御前崎災害支援ネットワーク及び静岡県災害時動物愛護ボランティアリーダーの人々を講師に迎え、避難所の運営やペット同行避難についての御講演をいただきました。さらに、講演終了後は避難所設営訓練として、避難所内の動線の確保から、間仕切りテント、簡易ベッドの組立訓練を行っております。また、9月7日に実施しました森町総合防災訓練においては、しずおか教育開発研究所（旧泉陽中学校）を含めた町内の中学校3校において、自主防災会、消防団、町が合同で、防災資機材の確認・取扱い訓練と避難所設営訓練を実施しております。

次に、有事における避難所へのサポートについてですが、各指定避難所には町職員の地区防災班員が二人配置されております。地区防災班員の主な役割は、「施設管理者と協力して避難所の開設・解消（閉鎖）」、「町災害対策本部との連絡調整」、「避難所の運営支援」などとなります。避難所の運営につきましては、町職員が後方支援的な役割を担い、運営の主体は避難者自身となるため、円滑な避難所運営を実現するためには、議員御指摘のとおり、平時からの自主防災会へのサポートが重要になってくるものと考えております。しかしながら、森町避難所運営マニュアルの改定が進んでいないことや訓練の内容が断片的であることなど、町としても避難所運営のサポートに関しては、多くの課題を抱えているものと認識しております。今後につきましては、森町避難所運営

マニュアルの見直しやより実効性のある訓練の実施などにより、有事の際にスムーズに避難所運営ができるよう自主防災組織へのサポートを強化してまいりたいと考えております。

2点目の「有事の際には、各地域の防災組織が共同して一つの運営組織を立ち上げることが想定されるが、それを前提とした連携訓練等を計画しているか。」についてであります。有事の際は、一つの避難所を複数の町内会で利用することになるため、異なる自主防災組織が共同して避難所運営を担う形になります。避難所の割り振りにつきましては、可能な限り隣接する町内会や同じ中学校区同士の町内会となるように割り振っているため、運営の中心となる人や避難者同士のコミュニケーションは比較的取りやすいものと考えております。しかしながら、限られた空間の中で多数の人間が生活を送る環境の中では、一定のルールを設け、避難所内の秩序を保たなければ、様々なトラブルが発生するおそれがあります。そのため、避難所を開設した後は、できるだけ速やかに避難所運営組織を立ち上げ、避難所利用者の役割や生活を送るためのルールを決定する必要があるとございます。避難所運営組織の立ち上げにつきましては、森町避難所運営マニュアルや静岡県の避難所運営マニュアルにも記載されており、森町防災連絡会においても、参加者は避難所運営組織の役員という想定で図上訓練を行っているところであります。しかしながら、自主防災会長や町内会長は、1年から2年で交代することが多く、継続的な研修や訓練を行うことが難しいこともあるため、まずは「避難所の運営は避難者自らが行うこと」、「複数の自主防災組織が共同して避難所運営に当たること」、「行政は後方支援を担うこと」を十分に理解していただくことが必要であると考えております。議員御指摘のとおり、避難所の運営に関しましては利用する自主防災組織の共同が非常に重要であるため、今年度実施しました避難所設営訓練を踏まえて、次の段階として避難所運営に関する認識を深めていただけるような訓練・研修会を次年度に計画していきたいと考

えております。

3 点目の防災士に関連する質問について申し上げます。

防災士関連の質問につきましては、本年 6 月議会の佐藤明孝議員からの一般質問でも答弁させていただいたとおり、町内各避難所のリーダーとして、各自主防災会に防災士の資格を取得された人がいることは重要であり、防災士の育成支援は町の責務の一つであると考えているところでございます。議員から御質問をいただきました「自治体が所定の要件を充足し、日本防災士機構の認証を受けることにより、防災士養成研修実施機関となることができるが、導入の意向はあるのか。」について、認証機関である日本防災士機構に所定の要件について内容を確認したところ、最低限 50 人以上の試験受講者の確保が必要となるという回答をいただきました。現在、全国での研修実施機関は 127 ございまして、内訳といたしまして、静岡県を含む都道府県が 29、地方自治体が 42 で、県内自治体はございませんでした。大学が 52、県内では浜松医科大学と常葉大学の 2 大学でありました。さらに民間法人が 4 法人であります。認証を受け、研修実施機関となるメリットについては、町外まで出向くことなく、町内で研修や試験を受けることができることが挙げられます。現時点では、県内の自治体の実施機関がゼロであることや 50 人以上の受講者の確保等の条件もあることから、すぐに次年度から導入する意向はありませんが、広域的に他市町と連携して実施することも選択肢としては可能であるという回答もいただいておりますので、そのような観点も踏まえながら、引き続き、検討してまいりたいと考えております。6 月議会でも答弁いたしましたとおり、防災士は地域のリーダーとして必要であり、多くの町民の皆様に資格を取得していただきたいと考えていることから、県からの防災士関連の受講案内の広報周知、また、一部自治体で実施している受講料の助成制度の導入につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上、申し上げまして答弁いたします。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ）まず、一つ目のマニュアルの見直し等、かなり時間が経っているものですから、今後進めていくというところについて了解をいたしました。

一つ目にも関連するのですが、二つ目のところで、連携訓練等、次の段階でやっていくといったところになります。その避難所の立ち上げで、その避難所の開設マニュアルといったところ、こちらを整備をしていくといった御答弁がございました。実際に発災したときに、そのマニュアルといったものをホームページであるとか、データから印刷をするといったことができないことも想定されるものですから、そのマニュアルを整備した段階で、各自治体で必要部数を紙で配るといったことは可能でしょうか。

議 長
危機管理
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 危機管理課長。

（ 鈴 木 知 寿 君 ） 危機管理課長です。

ただいまの榊原議員の御質問にお答えいたします。

マニュアルの関係、ホームページに掲載してあるという形のものでは、障害時等に支障があるということで、紙ベースでといったところの御質問かと思います。こちらにつきましては、ホームページにも掲載していくと同時に、各自主防、各町内会の皆様方にも印刷をして、紙面、ペーパーで配布していくと、そういった方法も必要であると考えておりますので、議員御指摘のとおり、印刷をして、1部ずつ各自治会にも配布をしていきたいと考えております。以上です。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ）実際にこれは他の市の避難所開設マニュアルになるのですが、そういった中で、日頃からそういった連絡網であったり、避難所運営組織一覧表とか、そういった事前に何を決めなければいけないのかといったところが、やはりデジタルだけでなく紙で見ていると、人間の脳は記憶をしやすいといった特性があるものですから、そういった取組を前向きに考えて

いただけるということで、ありがとうございます。

(2) については了解をいたしました。

続きまして、(3) の防災士についてでございます。

なかなかその防災士の養成機関となると、研修の実施機関になるといったところで、5 番目の要件として1 回の防災士養成研修講座に独力で 50 人以上の受講者確保することという要件がございます。その 50 人といったところが一つの壁になるのかなと考えておりました。その点も含めて、すぐに回答はできませんが、選択肢の一つとして考えていただけるといった御答弁でしたので、前向きに検討いただければと考えております。

質問になりますが、防災士の資格を取得するにあたりまして、特例がありまして、防災、災害対応、応急手当などに実績のある人を対象にその特例制度があります。具体的には、階級による制限はありますが、これは退職者を含みます、警察官、消防吏員、自衛官、消防団員、こちらの一定以上の階級にあった者、具体的には消防団員であれば、分団長以上の階級であった者がこの特例を申請する場合には、必要書類の提出、その階級にあったという証明とその申請書と防災士教本、これは 4,000 円です。防災士認定登録料、これは 5,000 円です。その計 9,000 円を納付することによりまして、防災士の資格を取得することができます。当該登録料等につきましては、先ほど補助を検討するといったことがあります。この特例を含めてそういった補助を検討していただく意向があるのか、お伺いいたします。

議 長
危機管理
課 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの榊原議員の再質問にお答えいたします。

今、榊原議員から特例、過去に消防署の職員であったり、あるいは消防団分団長以上に従事していた人といったところで、特例があるといったところは私もいろいろ調べる中で把握をしております。そういった中で、先ほど町長からの答弁もありましたとお

議 長
1 番議員

り、防災士の資格に関しまして、そういった人が特例を使えば、受験の部分の料金が減免というか、免除されるといったところもございます。また、一般の人につきましては、それぞれ教本代とか、受験料、登録料を調べますと 1 万 2,000 円といったような金額がかかってきます。こういったところにつきましても、資格を持っていच्छる人、持っていない人、一般の町民も含めて、一人でも多くの人に受講していただけるようにといったところがありますので、どこの部分を助成するかといったところは、前向きに検討していく必要がありますので、検討して、町内の防災士の数を少しでも増やして、地域のリーダーとなっていきたいということで検討していきたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 了解いたしました。

それでは、三つ目の質問に移ります。

三つ目につきましては緊急医療情報キットについてでございます。

緊急時に必要な情報、緊急連絡先、かかりつけ医、持病、服薬情報、これらを見えやすい場所に、冷蔵庫の中にそういった情報も保管してありますということを見やすい場所に貼っておきまして、これらの情報を冷蔵庫に保管し、迅速な救急活動に役立てるものを、75 歳以上の一人暮らし、または高齢世帯、避難行動要支援者、その他必要と認められる人に町では無料配付を行っております。

こちらについて、一つ目、現在までの対象者別の配付数は。また、その周知方法は。

二つ目といたしまして、緊急医療情報キットの配付を受けた者はその旨を担当の民生委員または地域の見守りを行っているスタッフに情報提供することになっているが、その運用状況はどうか。

三つ目といたしましては、申請をするにはホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入する必要があります。

代理申請は可能でありますが、高齢者へのその手続きのフォローといったところ、またその手続きの簡素化の考えはあるか。

四つ目といたしましては、必要と想定される人は、高齢者や避難行動要支援者に限らず、子供から高齢者まで幅広い人がそういう必要であるといった人として想定をされますが、その75歳以上と限定している理由は、どのような理由に基づくものかということを質問いたします。

五つ目といたしましては、富士市では令和6年度11月より申請を不要とし、希望者に配付するように変更していますが、森町において配付方法や対象者などの見直しを行う考え方はあるのか、伺います。

議長 （中根信一郎 君）町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄 君）榊原議員の「救急医療情報キットについて」の御質問にお答えいたします。

「救急医療情報キット」の配付は、一人暮らし高齢者等の安全・安心を守ることを目的に平成28年度から実施しております。「救急医療情報キット」の内容は、保管用ケース、救急医療情報シート、冷蔵庫用マグネット、保管者表示ステッカーとなっております。利用方法につきましては、緊急連絡先、かかりつけ医、持病の有無、内服薬等の情報を救急医療情報シートへ記入し、保管用ケースに入れ、マグネットで冷蔵庫の扉に貼り、保管者表示ステッカーを玄関内側上部に貼っていただきます。有事の際には、救急隊がステッカーによりキットの有無を確認し、迅速な救急活動に役立てております。

1点目の「現在までの対象者別の配付数は。また、周知方法は。」についての御質問でございますが、「救急医療情報キット」の配付数は、平成28年度から令和7年度8月末までで、亡くなられた人、施設へ入所された人などを除くと419セットとなっております。対象者別の配付数は75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯では106セット、75歳以上高齢者を含む避難行動要支援者は310

セット、その他必要と認めた人は3セットとなっております。また、ここ数年での配付実績は、令和5年度14セット、令和6年度27セット、令和7年度は現時点で7セットとなっております。周知方法につきましては、町内回覧やホームページをはじめ、民生児童委員及び町内会長にお願いしている「避難行動要支援者名簿の見直し」にあわせて、対象となる世帯等に呼び掛けをしていただくかたちで周知を行っております。

2点目の「救急医療情報キットの配付を受けた者の民生委員や見守りスタッフへの情報提供の運用状況」につきましては、75歳以上の一人暮らし高齢者は民生児童委員が、避難行動要支援者は民生児童委員と町内会長が、それぞれ「ひとり暮らし高齢者台帳」、「避難行動要支援者名簿」を基に情報を共有しております。そのほかの申請につきましては、民生児童委員や町内会長といった見守りスタッフによる利用の勧めや代理申請によるものでありますので、情報の共有はできていると考えております。

3点目の「申請に伴う高齢者へのフォロー、手続きの簡素化の考えは。」についてでございますが、ホームページからの申請書のダウンロードは一つ的手段として用意しておりますが、これまでの申請のほとんどが窓口申請であり、そのうち民生児童委員・町内会長の代理申請が多くを占めております。高齢者へのフォローとしましては、民生児童委員・町内会長が「ひとり暮らし高齢者台帳」、「避難行動要支援者名簿」の見直し時に救急医療キットの希望の有無を確認し、説明及び配付までを行っております。簡素化につきましては、要支援者名簿に救急医療情報キット希望欄を設けておりまして、民生児童委員・町内会長の要支援者名簿見直し時に希望欄に丸を付けていただければ、申請書の提出がなくても配布することにいたしております。

4点目の「必要と想定されている人を75歳以上としている理由は。」についてでございますが、後期高齢者となる75歳から医療需要が高まる傾向にあることから75歳以上とさせていただいてお

ります。なお、75 歳未満の人でも配付をしており、現在、75 歳未満の配付は 47 セットであり、内訳としましては、障害をお持ちの人や近くに身寄りがいらっしゃらない人などとなっております。年齢別の内訳は、20 歳未満が 6 人、21 歳から 39 歳が 4 人、40 歳から 59 歳が 8 人、60 歳から 74 歳が 29 人、75 歳以上が 372 人となっております、高齢者に対する需要は高いと考えております。

5 点目の「配付方法や対象者などの見直し」についてであります。現在、対象者の把握や適正を欠いた配付を避けるため、申請を必要としておりますが、民生児童委員及び町内会長活動の合理化や適正な配付のためにも申請は必要なものだと考えております。対象者の見直しにつきましては、現在も希望者には必要と認められる場合に配付をしておりますが、年齢や要支援者等以外で希望があれば申請を受け付けることを、さらに広く周知してまいりたいと考えております。なお、本年 10 月 1 日から救急隊員が御本人のマイナ保険証を活用し、傷病者の病歴や過去に処方されたお薬、受診した病院などの医療情報等を閲覧し、救急活動に役立てるという「マイナ救急」という制度が全国一斉に実施されます。「マイナ救急」と「救急医療情報キット」は、相互補完的に活用していけるのではないかと考えております。以上申し上げまして答弁いたします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 答弁いただいた中で、一つ目から四つ目につきましては、現在の実際の状況の確認の質問でしたので、現在、適正にいろいろな状況、フォロー等がされることが確認できましたので、了解をいたしました。

五つ目につきまして、町長の答弁にございましたが、マイナ救急について、10 月 1 日より袋井消防署本部においても実証事業が行われます。そこでの課題は、森町におけるマイナンバーカードの保有率、令和 7 年 9 月時点で 82 パーセント、全国のマイナ保険証の利用率、令和 7 年 3 月時点で 27.26 パーセント、マイナンバ

一カードの携行率はおよそ 50 パーセント、マイナ救急の令和 6 年度の実証事業の発生場所、その照会をかけた場所ですと、住宅が 74.4 パーセント、外出先が 20.7 パーセントであります。町長の御答弁でもありましたが、このようなマイナ救急へ移行していく現在は本当に過渡的な状況でございます。そこにおいてはアナログである「救急医療情報キット」によるデジタルであるマイナ救急の保管、そういった役割は極めて重要なものであると考えております。一方で、「救急医療情報キット」といったもの、特に避難行動要支援者、その名簿に載っている情報といったものについては、非常にセンシティブなものでございます。そういったところで個人情報保護法との関係で、避難行動要支援名簿に登録されている者、75 歳以上の高齢者、そういった範囲を限定することによりまして、その家にはそういった人がいるのではないかといった想定をすることが可能となってしまいます。それが詐欺や窃盗、または強盗など、その他犯罪行為の温床となることが考えられますが、その点どのようにお考えになるか伺います。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

榊原議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、避難行動要支援者等ですけれども、森町で避難行動要支援者名簿を民生委員児童委員さんと町内会長さんに作成していただいております。また、この避難行動要支援者名簿については、御本人の同意で作成しているものとなっております。対象者につきましては、要介護 3 以上の認定を受けている人、寝たきりの人ですとか、認知症の人等となっております。それから、障害程度等級が 1 級または 2 級に該当する人ということです。それから家族の支援が受けられず、自力避難が困難な人ということとなっております。それから、その他といたしまして、高齢者で一人暮らしの人、町内会の代表、民生委員児童委員が必要と認めた人としております。毎年、6 月から 9 月に民生委員児童委員さん、町内

会長さんが要支援者宅を訪問し、聞き取りを行って、新規の作成や見直しについて、本人に確認し、変更があれば修正を行っているという状況です。また、御提出いただいた避難行動要支援者名簿につきましても、福祉課で整えて、町内会長さん、民生委員さんに11月を目処にお返しをして、災害等に保管していただいているということで、こちらの名簿については、町内会長さん並びに民生委員さんということで、限られているということでもありますので、そこについては、提供先が限られて、情報についてはあまり広く出してはいないというような状況ですので、そういったところを今後も徹底して行って、詐欺等々被害に遭わないようにということで行っていきたいと思っております。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 今言った個人情報保護法に関する法律との関連ですが、2003年に個人情報保護に関する法律が制定されました。その際に個人情報、今言った要支援者、そういった情報も非常に抵触するものですから、自治体において、その情報が提供されなくなってしまった、そういった不具合が出ました。そういったところで2006年に災害時要支援者の避難支援ガイドラインといったものが制定をされて、名簿が備え付けられるようになったと。また東日本大震災の時に、それが上手く機能しなかったということで、2012年に災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドラインが整備されました。そういった中で、私が言った質問の趣旨が分かりづらかったかもしれませんが、75歳の高齢者と避難行動要支援者名簿に記載された人、その他町長が必要と認めた者に限定してしまうと、75歳に満たない住民しかいない世帯では高齢者以外ということになりますので、避難行動要支援者名簿に記載された人が住んでいるのではないかと推測される可能性が高くなると、そういった問題点が個人情報保護法の観点から望ましくないのではないかとといった趣旨の質問です。以上です。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

避難行動要支援者名簿についてですけれども、こちらについては先ほど言ったように民生委員、町内会長さんがお宅に訪問して作っているということになっておりますけれども、訪問する際に、そういった人がいるということが分かってしまうというような内容でよろしいですか。

議 長
1 番議員

（ 中根信一郎 君 ）1 番、榊原雄太君。

（ 榊 原 雄 太 君 ）配付をして、玄関を開けると救急キットがありますと見えます。それについて、町で誰に対しても配っていますということであれば限定はされません。しかしながら 75 歳と要支援者にほぼ限定して配っているという状況ですと、それが貼ってあるイコールそういった人がいると、それが犯罪の温床になるのではないかといった趣旨の質問です。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）改めて答弁をさせていただいていきたいと思ひます。

表示のステッカーについては、玄関に貼り付けるということで、玄関のさらに内側に貼り付けをしていただくということで、表示ステッカーについては、ステッカー自体は丸の中に救急車とマスコットキャラクターのせみちゃんが看護師の服装を着ていると、あと森町の文字が入ったもので、バックは黄色い作りとなっておりますけれども、表示箇所については先ほど言ったように玄関内が上部としておりますので、玄関のところから、外から見たら一見分からないような状況とはなっておりますので、今のところ、そういった形で犯罪等利用されたというようなお話は伺ってはおりませんけれども、こちらのやはり外側に貼ってしまうと、まずいということもありますので、玄関内側にあるということを説明の中でも徹底しておりますので、この点については引き続き、御案内をしていきたいと思ひます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午後 2時15分 ～ 午後 2時25分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4 番、佐藤嘉彦君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

4 番議員

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤嘉彦でございます。

私は通告どおり、一問一答方式により町長にお伺いをいたします。

1 番、「森町における行財政改革の取組について」ということでございます。

今年度は「森のベーションまちづくり」推進予算を編成し、様々な事業に取り組まれている。今後も森町らしさを追求し続けていただきたいと思います。ただ一方、足元を見ると、第4次森町行財政改革大綱に今後一層しっかりと取り組まなければならない厳しい財政状況が続いているということで、1枚目のスライドでございます。少し表示に不具合がありますので、ちょっと補足しながら説明をさせていただきます。これ、公表されております令和5年度の普通会計の決算ということで図示をさせていただきました。このスライドの左上の表、これが経常収支比率を表したグラフになっております。経常収支比率というのは固定経費、固定収入がどれだけ充てられているかということを示す指標ということで、この比率が高ければ高いほど、固定収入が固定経費に使われているということでございますので、施設整備等を使えるお金が少ない状態になるということを意味する指標でございます。この経常収支比率ですが、赤いグラフで示したものが森町でございますが、93.1パーセントということで、静岡県下では12町静岡県下12町中ワースト1ということでございます。それから類似団体31団体中で見ても、ワースト4位という結果になっているところでございます。この類似団体という言葉でございますが、

これは全国の地方自治体、県も市もそれから町村とありますけれども、これを人口、産業構造によって 35 類型に分類をしたもので、森町と同じグループに属する団体を類似団体と呼んでいるということで、森町においては、4－1 というグループに属しているということで、その 4－1 というのは全国では 31 の町村が属しているということでございます。

それから、町債残高の関係のお話をさせていただきます。スライドでいきますと、右上の表になります。これは地方債現在高比率というもので図示をさせていただいております。町債残高につきましては現在約 87 億円ということで、増加傾向にあるということでございますが、この地方債現在高比率、こちらについても県下 12 町中ワースト 1 位ということでございます。この地方債現在高比率ということでございますが、イメージとしては、町の固定収入に対する町の現在の返済金総額の割合を示すということでございます。

それからスライドの左下のグラフでございます。これは実質公債費比率を示したグラフでございます。実質公債費比率でございますが、これは町の固定収入に対する 1 年分の支払った借入金の総額の割合を示すということで、こちら 12.9 パーセントということで県下ワースト 1 位、類似団体中 31 団体中ワースト 2 位と、そういった結果になっているということでございます。

次のスライドでございますが、1 番上が森町の財政力指数の推移を示したものでございます。令和元年度から令和 7 年度までの推移を示しておりますけれども、令和 7 年度の財政力指数というのは 0.54 ということで、これにつきましても低下傾向が続いているということでございます。なお、財政力指数ということでございますが、これは標準的な行政サービスを行うのに必要な財源をどれくらい自力で調達できるかということを示す指標でございます。それからグラフでいきますと、スライドの下の方のグラフでございますが、これが基金の関係を示しております。基金につきましては、

ふるさと応援基金、それから森林環境整備促進基金などが増加しておりますけれども、令和6年度末における合計17基金の現在高の合計額は対前年度の約1割減ということで約35億円と、これも減少傾向であるということでございます。これらの状況を踏まえますと、本町におきましては財政の硬直化が進んでおり、特に将来負担を伴う投資的な事業については、財源確保を含め慎重に実施をしていく必要があると考えております。本町が将来にわたり持続可能な財政運営と安定した公共サービスの提供を行うためには、さらなる行財政改革の推進が必要不可欠である。

第4次森町行財政改革大綱では、その目的を達成するために第1効果的な行財政運営の推進、第2人材確保と育成、組織の見直し、第3財政の健全化という3本の柱を掲げて、改革に取り組むとしているところでございます。このうち第2の柱につきましては、先般、6月議会にて一般質問をさせていただきまして、御答弁をいただきましたので、今回は第3の柱であります財政の健全化について、町長のお考えを伺います。

(1) 歳出構造の見直しについて。

要綱第3の柱の中の方策、(2)では、歳入に見合った歳出構造を構築すると明記されております。限られた予算の中で今後予定されている遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく、施設整備事業のような多額の財源を要する事業を実現するためには、しっかりとした財源確保が求められる。そのため、まずは現在、町が行っている事業について総点検を行い、事業数を減らしていくことも必要ではないか。加えて政策事業については予算編成の前段階として、町長ヒアリングの場、町の課長級職員で構成される政策会議等を有効に活用して、予算編成前に政策調整、政策の優先順位付けを行っていくことも必要と考えるが、町長の見解を伺う。

(2) 令和8年度森町当初予算編成方針について。

現在、町が保有する公共施設の維持管理や更新、道路・橋りょう

等の老朽化する社会基盤への対策等に加え、今後は本年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」に基づく人口減少後においても、持続可能な地域づくりに向けた取組にも対応していく必要がある。来月には、令和8年度森町当初予算編成方針が示されることと思いますが、令和4年度森町行財政改革大綱における三つの柱の考え方を踏まえて、どのような来年度予算を編成されるか、町長の見解をお伺いします。よろしくお願いいたします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）佐藤嘉彦議員の「森町における行財政改革の取組について」の御質問にお答えいたします。

初めに、第4次森町行財政改革大綱について申し上げます。

現在の第4次森町行財政改革大綱は、第9次森町総合計画の六つの基本の柱に共通する全般的な行財政運営にあたって、より効果の高い施策・事業の展開を図るため、短期的に効果を生み出す取組だけでなく、将来的にも効果が現れる取組の方向性を示すもので、取り組む行財政改革の内容を、三つの改革の柱として位置づけております。三つの改革の柱につきましては、議員御案内のとおり、一つ目が「効果的な行財政運営の推進」、二つ目が「人材確保と育成・組織の見直し」、三つ目が「財政の健全化」でございます。

次に、令和5年度決算における各財政分析指標につきましては、議員御案内のとおりでございますので、この指標につきまして改めて因子の分析及び令和6年度決算の速報値について、申し上げます。

まず、経常収支比率でございますが、令和5年度決算値93.1パーセントに対し、令和6年度決算では92.8パーセントと0.3ポイントの改善が見られております。これは、地方消費税交付金や地方交付税の増により一般財源充当可能額が増加したことにより改善が図られたものであります。また、令和6年度決算の経常収支比率の県下の状況でございますが、本町は12町中2番目の高さと

なっており、財政的余裕が少ない状態にあるといえます。さらに、政令指定都市を除く県内市町では、経常収支比率が 90.0 パーセントを超える市町が 17 団体と、令和 5 年度に比べ 5 団体増加していることから、いずれの市町も経常収支比率の改善に苦慮している状況でございます。

次に、町民一人当たりの一般財源の経常経費充当額で申し上げますと、令和 5 年度決算値では県内 12 町中 6 番目の低さとなっております。人件費に限って申し上げますと、12 町中 5 番目の低さとなっております、経費削減に努めている状況であることを御理解いただければと思います。さらに加えますと、本町は、県内で唯一町単独で公立病院を有しており、病院事業会計への繰出金の多くを経常一般財源で充当しておりますので、他町と比べまして経常収支比率は高くなる傾向になるものと考えております。

次に、地方債残高でございますが、令和 5 年度末の 87 億 2,709 万 5,000 円に対し、令和 6 年度末では 86 億 5,855 万 2,000 円と 6,854 万 3,000 円減少しております。令和 5 年度決算値における県内 12 町の比較では、町の面積及び中山間地も広いことから地方債残高で 4 番目の高さとなっておりますが、標準財政規模に占める地方債残高の割合につきましては、157.7 パーセントと県内 12 町中 11 位の小山町より 2.8 ポイント高くなっております。地方債残高につきましては、森町が合併しない単独でのまちづくりを進めることを決めた平成 17 年度以降、行財政改革を集中的に取り組む中で新たな借入を抑制してきたことから、臨時財政対策債を除く地方債残高が減少してきておりましたが、新東名高速道路の開通、遠州森町スマートインターチェンジの供用開始などとともに、企業誘致推進やインフラ老朽化対策、防災減災対策など、森町の将来を見据えた投資が必要となったことから、借入額が増加してきております。これは、町の将来に向けての投資に対し、受益者である将来世代にも御負担をいただきながら、まちづくりを進めていくという地方債の理念によるもので、超低金利時代であ

ったこともあり、取り組んできた方針でございます。一方で、財政調整基金については、剰余金の積極的な積立てを行い、平成 17 年度末の約 9 億円から、令和 4 年度末の約 22 億円へと倍増を超える基金積立額を確保し、有事に備えてきたところであります。そういった中、御承知のとおり、令和 4 年に七夕豪雨以来の豪雨により被災を受け、翌年にも再度同規模の被災を受けたことなどから、災害復旧の財源として基金を取り崩すこととなり、基金残高は減少している状況であります。

次に、財政力指数でございますが、直近の令和 7 年度の当初算定では 3 か年平均で 0.54 となっており、令和 5 年度から 3 か年連続で、横ばい傾向であります。しかし、令和元年度は 0.60、平成 20 年度は 0.70 となっておりましたので、長期的には低下傾向になっております。その内容について申し上げますと、令和 6 年度、令和元年度及び平成 20 年度の数値をそれぞれ比較しますと、基準財政収入額（歳入）は、平成 20 年度は約 26 億 8,700 万円に対し、令和元年度は約 26 億 1,000 万円、令和 6 年度は約 26 億 1,500 万円となっております。一方、基準財政需要額（歳出）は、平成 20 年度は、約 38 億 500 万円に対し、令和元年度は約 41 億 7,000 万円、令和 6 年度は約 49 億 1,500 万円となっております。平成 20 年度と令和 6 年度では、基準財政収入額が約 7,200 万円の減少に対し、基準財政需要額が約 11 億 1,000 万円増加しておりますので、その結果、財政力指数が低下しております。

今後につきましても、基準財政収入額に算入される税収の増加はすぐに見込める状況ではなく、一方、基準財政需要額には人件費の上昇、物価の上昇に加え、人口減少等特別対策事業費や地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費等が算入されることによる増加が見込まれることから、財政力指数は、横ばいもしくは低下傾向で推移することが見込まれます。

以上、各指標の因子及び令和 6 年度決算速報値について申し上げましたが、各指標が意味するところも踏まえながら、予算編成

を行っていく取組を継続してまいりたいと考えております。

それでは、1点目の「歳出構造の見直しについて」申し上げます。

議員御案内のとおり、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく施設整備事業や子育て支援事業、移住定住促進事業など新たにに取り組む政策への取組には、事業規模に応じた財源確保が不可欠でございます。そのためには、社会環境の変化等に伴い、必要性や緊急性が低下した既存事業の見直しが必要であると考えております。その前提としまして、町民の皆様の幸福度の向上と持続可能なまちづくりを目指すために、「ヒト・モノ・カネ」の資源を有効かつ効果的に活用することが必要であり、今後の行政は、単なる管理や運営だけではなく、「経営する」という考え方を取り入れることが必要であると考えております。

令和7年6月議会において、佐藤嘉彦議員から「森町職員の人材育成・確保の取組について」の一般質問をいただき、その際の答弁では、「町民の皆様の期待に応え、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、『人』こそが重要な資産であると考えている。」、「職員だれでも、やりがいを感じて、前向きに仕事に取り組む意欲が湧く、働きやすい、働きたくなる、働きがいのある職場の実現に向けて積極的に取り組んでまいらる。」と申し上げました。経営を考える中において、資源である「ヒト」は「モノ」と「カネ」を動かす存在であり、先ほど申し上げたとおり、重要な資産であると考えため、まずは「ヒト」、つまり職員について、優先的に取り組んでいきたいと考えております。具体的な取組としましては、職員が時間的・精神的な余地を生み出せるよう、現状、業務負荷が高くかかっている事業・業務について、各課の中で原因と解決策について話し合う機会を設け、対話を通じて、事業・業務の「廃止・縮小・統合・単純化」につながるよう、進めてまいります。併せて、職員が安心して業務を行うことができ、主体的に事業・業務の見直しができるよう、心理的安全性を確保するととも

に、働きやすい職場環境づくりに取り組むことで職員が活躍できるよう支援してまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました行政経営を進めていく考え方につきましては、政策会議や町長ヒアリングの場をはじめ、職員に対してトップメッセージとして常に発信していきたいと考えております。また、御質問の予算編成前に政策調整を行うことにつきましては、今年度は、例年よりも町長ヒアリングを前倒しで実施することを予定しております。ヒアリングを実施する中で、次年度事業と並行して事業・業務の見直しについても確認を行い、事業の優先順位付けを行いながら予算編成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「令和8年度森町当初予算編成方針について」申し上げます。

議員御案内のとおり、公共施設等の適正管理、インフラの老朽化対策等に加え、社会保障関係経費の増加、人件費や物価の上昇による行政コストの増加、さらには、人口減少が進む中での持続可能なまちづくりの推進など行政課題は山積しております。こうした中、森町が将来にわたって安定的な行財政運営を実施していくためには、事業の必要性・妥当性を再度吟味しながら、限られた資源である、「ヒト、モノ、カネ」を有効かつ効果的に活用していくことが重要であることから、一層の行財政改革の推進を図る必要があると考えております。令和6年3月に改定いたしました「第4次行財政改革大綱」においては、三つの柱を掲げておりまして、これまでの取組も含めて申し上げますと、「効果的な行財政運営の推進」においては、事務事業の見直しに常に改革の意識を持って取り組んでおります。具体的には、令和7年度当初予算編成からは、各課が新規事業を要求する場合、既存事業の廃止や統合なども検討したうえで要求する仕組みを導入しました。また、デジタル技術の活用においては、DXも使った事務事業の改革、マイナンバーカードを活用した住民サービスのデジタル化等に取り

り組むとともに、民間との包括連携協定等による官民連携の取組を推進しております。「人材確保と育成・組織の見直し」においては、人材確保と育成・組織の活性化としまして、新規職員の採用方法の多様化、職員研修の充実を図るとともに、CDO・CIO補佐官に外部人材を登用するなどの取組を行っております。また、組織の見直しにつきましては、新たな行政課題等に対応するための機構改革に取り組んでおりますが、引き続き改革に取り組んでまいります。「財政の健全化」においては、安定した歳入の確保として、高い収納率の維持、企業誘致の施策に注力するとともに、企業版ふるさと納税の確保に向けた取組を実施しております。歳出構造の見直しでは、1点目の「歳出構造の見直しについて」や「効果的な行財政運営の推進」の部分で答弁させていただいたとおり、事業の選別及び整理・統合に可能な限り取り組むこととし、特別会計や企業会計の健全運営を図るため、経営戦略等に基づく経営を目指しているところであります。また、公共施設等の適正管理と有効活用につきましては、公共施設等総合管理計画並びに公共施設個別施設計画に基づき、適正管理を行うとともに、施設の統廃合について調査・研究を行っております。したがって、令和8年度はこれまで取り組んでまいりました行財政改革の取組を踏まえ、企業版ふるさと納税をはじめとする財源の確保を図り、現在、取組を進めておりますこども・子育て支援や地域医療の確保、激甚化・頻発化する自然災害等への対策、企業誘致対策、町道新田赤松線の整備促進に加え、民間事業者との連携事業や遠州の小京都リノベーション推進事業、多文化共生に向けた事業を重点的な取組事項とし、森町の歴史、伝統文化及び自然といった森町の価値や地域資源とポテンシャルをいかし、そこにリノベーション手法による刷新、改善を加えることで持続可能なまちを創る「森のバージョンまちづくり」を実行していく予算を編成してまいりたいと考えております。以上申し上げまして答弁いたします。

議 長

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、私が令和 5 年度の普通会計の財政指標というのをお示ししたうえで、直近の最新のデータも御提示いただいて、比較をして分析をされたということでございます。そして税金については、なかなかすぐに見込めないということでございます。そうしますと、現実には歳出の伸びに歳入が追いついていないというのが現状であって、歳入を増やす取組、企業誘致であるとか、企業版ふるさと、そういったことに取り組んでいくというお話ですが、具体的に歳入が増えるということには、まだ少し時間がかかるのかなと思います。そうすると歳入が増えるまでの間は、結果的には貯金を取り崩していくということになると、ここ数年間の予算編成というものは、いわゆる財政調整基金を切り崩していくことにどうしても依存せざるを得なくなるのかなと思います。一方、先ほど答弁がございましたけれども、最近台風 15 号ということで、牧之原市あるいは吉田町と大変甚大な被害を受けましたけれども、そういった自然災害、当町でも令和 4 年、令和 5 年ということで、2 年続けて大変な被災を受けたということでございます。この自然災害の突発的な事案、こういったものが発生したときに、町として使えるお金というのも当然ある程度確保しておかなければいけないとも考えます。そうすると、今、財政調整基金、だいぶ減らしておりますけれども、今の現在高について、ここから更にここまでは減らしてもいい、あるいはこれ以上取り崩さないと、そういった金額的なボーダーラインというのはお持ちでしょうか、お聞きしたいと思います。

議 長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

財政調整基金の確保の目標、残すべき金額についてということですが、一応財政の担当としては、10 億円は確保してお

議長
4 番議員

きたいと考えております。以上です。

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) ただ今の件は、了解です。

それから、常に予算編成の際には事業の見直していくといった答弁がございました。これ、ちょっと今予算編成等も少し絡むですけれども、国の骨太の方針 2025、それから令和 7 年度の地方財政対策を御覧いただくとお分かりのとおり、人件費の上昇であるとか、物価高、それから金利の上昇、こういった歳出増の要因はどんどん拡大しているにも関わらず、一般財源総額については、基本的に前年実質同水準のルールとか、そういったものが踏襲されているということでございます。ということは、それぞれの自治体において、積極的、それから自発的な行財政改革に今まで以上に取り組んでいかないと、予算編成は非常に困難になると考えておりますけれども、この点を踏まえて、こういった歳出増の要因に対して、どう予算を編成していくのか、当然これ行革を進めていくかということと同じことでございますけれども、こういった歳出増は右肩上がり、歳入はなかなか比例的に右肩上がりにならないと、この状態について、どう行革を進めていくか、予算編成において行革を進めていくかという点をお聞きしたいと思います。

議長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

国でも、令和 8 年度の概算要求等々が取りまとめまして、地方の令和 8 年度に対する地方財政の課題等も出てきております。そういう中でよりますと、国では税収が増えて、物価高騰に伴う経費も増えるということで、増額の見込みを立てているということでございますが、地方財源ベースではそれほど伸びていないという状況でございます。これにつきましては、また令和 7 年度で国の状況もはっきりとは数字として出てきていないということがご

ざいますが、議員おっしゃられるとおり、町の歳入については、現状横並びの方向で考えざるを得ないのかなと考えているところでもあります。一方、経費の増としましては、社会保障の関連の扶助費等の経費、それから一部事務組合等の負担金等の増加、そういった点が見込まれるということでございます。町でも町の人件費、職員の人件費等々については、上昇傾向が考えられておりますけれども、こう考えてみますと、やはり削れるところが非常に少なくなっているという状況でございますので、町がやらなければいけない事業については、基本的には臨時的な財源を充てるということで、基金の取崩し等を考えていかなければいけないということになります。こういった状況の把握というのは、全職員が非常に厳しい状況だということをまずは理解していただく中で、限られた財源をどのように生かしていくかということを改めて周知をさせていただきながら、少しの金額からでも削減を図っていくというところから始めていかなければいけないと考えております。何か具体的にすぐできる解決策が見つければいいのですが、なかなかそこまではたどり着いておりませんので、地道な努力を積み重ねていくことがまずは必要かなと考えております。以上です。

議 長
4 番議員

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

今のお話、答弁については了解でございます。事業の総点検という言葉を使わせていただきましたけれども、予算編成前に当然皆さんやられるという、今後さらに、今の御答弁でありますように取捨選択をして、編成に近づけていくと、そういった作業、取組をされていくということでございます。

行財政改革というのは、ただ単にその切り詰めればいいと、そういうものではないと私は思っていて、その行財政のあり方を根本的に見直すことだと思っておりますので、この事業総点検につきましては、町長の判断によってのみ実現が可能な場面と、私は

考えておりますので、ぜひ今後一層、御検討をお願いしたいと思います。

それから政策的な事業において優先順位付けをという質問をさせていただきます。これにつきましては、来年度の当初予算編成とも絡むということで優先順位をできるだけ付けて取り組んでいくと。その中でも様々な、新田赤松であるとか、リノベーションであるとか、そういった大型の事業も重点的に取り組んでいくというお話を、今お聞きをしたと理解をしているところですが、これは当然、総合的に町長が判断をされて、政策調整をして予算に乗せていくということでございます。全国を見ると、財政危機宣言というのを発出している市町がございます。そういう発想している人の多くは、過去に同時期、短期間的に、大型の普通建設事業に取り組んだ結果、後年度に公債費が同時期に集中してしまう結果、経常収支比率が100パーセント超えになったり、あるいは基金がなくなってしまうと、枯渇するという中で公債費に充てる財源を生み出すために、高齢者福祉政策に関する事業を削減すると、そういったケースが非常に頻発しているということでございます。町長からリノベーションにつきましても、重点的な取組としてこれから前に進めていくという答弁でございました。私もリノベーション推進事業は取り組むべきだと考えているところでございます。このリノベーション事業は、まちなかから中山間地までのエリアにおいて、その町の地域資源と民間の力、これを活用したその地域活性化であるとか、町の持っている町有地の利活用とそういったものに大変大きく寄与する取組であると評価をしてところでございます。だからこそ、同時期に複数の、例えばリノベーションを例にとるとすれば、同時期に複数のリノベーション事業、これを集中して進めるということで、かえって予算が分散化して、事業の質が損なわないか、あるいは住民の中でもリノベーションに対する温度差、そういったものがあるように聞いております。なので、そういったところにもう少し時間を

かけて取り組んだらどうか、あるいは大型の投資的事業については、公債費負担が平準化されるように、同時並行で進めるというよりは、優先順位を付けて、段階的に順次計画に取り組んでいく方が結果的に町長の考える、遠州の小京都リノベーションの計画の実現の近道なのではないかなと考えるところでございます。現在、当初予算から5号補正予算まで予算計上がされて、リノベーションについても、既に予算化されて既に進んでいると、こういった案件については進めていっていただければと思いますが、一方では今後の進め方に向けた提案として、森町においては約55億円という標準財政規模を持っております。この55億円を持っている本町の財政規模を踏まえると、やはり今後は、まずは一つ集中的に取り組んだ後に次の一手を打つと、そういった慎重な政策調整、あるいは決定といったものを今後求められていくのではないかなと私は考えておりますけれども、その点どうお考えでしょうか。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）佐藤嘉彦議員からのリノベーション推進計画の事業の進め方について、御意見、御質問でございます。

これまでも何度カリノベーション推進計画、リノベーション推進事業をなぜ進めようとしているかということについては、いろいろな場面でお話をさせていただいております。まずは森町としてどういったまちづくりを進めていくべきかということ考えたときに、やはり森町には他の市町にない、遠州の小京都と称される歴史伝統文化があるということ、これを生かしたまちづくりを進めることこそが森町らしさであり、他の市町にない森町の特色を生かしたまちづくりになるという考えでおります。ただ、それを進めるためには、やはり財源が必要となりますので、この事業に着手するまでには、まずはふるさと納税に力を入れまして、ふるさと応援基金を積み立て、財源を確保するというところから始めまして、事業に着手したところです。この事業につきましても、

まずは町が所有する公共施設、町有地をリノベーションして活用するということで、優先的に取り組んでおりますけれども、その中で、現在一番進捗が進んでいるのは、藤江勝太郎家の活用でございます。今の9月議会の補正予算に関連予算をお願いしておりますけれども、こちらについては、改修事業についての予算を6月定例会でお認めいただきましたので、今年度中の完成を目指して事業着手に向け準備を進めているところです。そして旧児童館・旧静岡銀行跡地の拠点整備につきましても、現在、基本計画、実施計画、実施設計と順を踏んで準備を進めているところです。さらには周智高校跡地についても、公園整備ということで進めておりますが、こちらも段階を踏んで、様々な準備を整えながら事業について進めているところです。このように、同時にスタートした計画ではありますが、当然予算の負担、あるいは事務の負担の平準化を図るために、単年度に事業が集中しないようにということで、事業を進めているところです。例に挙げれば、森町出身の偉人である藤江勝太郎氏の生家を取り壊されるという情報を得たことを基に取得し、さらに活用へと進めてきているわけですが、令和3年度に寄附をいただき、取得をさせていただいたという事業で、ここまで来るまでに、既に4年程度経過をしているということを考えれば、いずれの事業も着想から完成までには相当年数かかっていくというつもりでおります。それはイコール、事務事業の平準化、予算、また起債の平準化にもつながっていくと考えておりますので、ただ時を逃してしまってはできない事業もございますので、それはタイミングを見ながら、また将来的なスケジュールを見据えながら事業を進めていくという考えでおります。今後におきましても、リノベーション推進事業につきましては、極力ふるさと納税で全国から森町に対して、御寄附をいただいたその応援金を基本的な財源として進めてまいりたいと思っておりますので、これまで積み立てたふるさと応援基金については、引き続きふるさと納税によって積み増しをしていくということも併

議 長
4 番議員

せて進めながら、この事業について進めてまいりたいと思っております。

（ 中根信一郎 君 ） 4 番、佐藤嘉彦君。

（ 佐藤嘉彦 君 ） 了解です。

タイミング、御縁、そういったことも当然、新規大型事業については、そういったものを逃すと逆に取らなかりができなくなってしまう。そういったことは十分理解をしております。ただ、現在の計画を全て一時期に集中して、例えばリノベーション推進計画、全てできました、その時に自分の財布を見た時に、基金が財布の中に何もないと、そういった状況にならないように、目の前の仕事、それから将来を見据えた仕事、これを意識して、来年度予算編成は御注力いただければと思います。

1 番の質問は以上です。

続きまして大きい 2 番の御質問に戻ります。

「森町における企業誘致の取組について」ということでございます。

企業誘致の取組は地域経済の活性化、雇用の創出、人口の定着、町税収入への寄与等、幅広い効果が見込まれることから、今後の森町の発展に向け重要かつ必要な政策であると考えます。そこで現在の森町における企業誘致の取組状況と今後の取組方針について町長の見解を伺います。

（1）今年度予算計上されている中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務委託事業の現在の進捗状況を伺う。

（2）企業誘致をさらに促進していくためには、補助金等のインセンティブに加え、町の様々な施策と連携し、企業が求める様々なニーズに応えていくことが必要である。そのためには企業誘致に特化した部門、または課の新設も必要ではないかと考える。さらには本年 6 月に閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」において、これまでの取組の反省点として、若者・女性の地方離れは、若者・女性にとって地域に魅力的な職場が少なかったことが要因

の一つではないかとも指摘されているところでございます。これらの点を踏まえて今後、企業誘致にどのように取り組んでいくか、町長の見解をお伺いします。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） 佐藤嘉彦議員の「森町における企業誘致の取組について」申し上げます。

1 点目の「今年度予算計上されている中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務委託事業の現在の進捗状況」について、御質問にお答えいたします。

本年度、当初予算に計上しております中川下工業専用地域開発可能性詳細調査業務委託につきましては、令和4年度に実施しました中川下工業専用地域開発可能性調査の結果を受け、企業立地推進のための庁内会議である企業立地プロジェクト会議及びプロジェクトチームにて、企業誘致用地を確保する方針を決定したことに基づき、工業用地造成を見据えた詳細調査を実施するものでございます。なお、令和6年度におきましては、用地取得を見据えた地権者への意向確認や事業費算定のための不動産鑑定評価業務を実施しております。本詳細調査の内容につきましては、調査対象地を中川下工業専用地域西側未利用地及び周辺用地、約53,000平方メートルとし、測量業務、ボーリング調査による地質調査業務、土地利用計画及び概算事業費算出のための設計業務、希少野生生物の調査による環境影響調査を実施するものであります。

また、今回の調査対象地には農業振興地域内農用地区域内農地いわゆる青地農地が含まれておりますので、本年度において青地農地の除外を申請するため、設計業務には、青地農地の除外申請に必要となる農業調整用資料の作成業務も含んでおります。予算額は、委託料65,010千円であります。静岡県補助事業であります、補助率2分の1、補助上限額2,500万円の工業用地等開発可能性詳細調査費補助金を活用いたします。

本詳細調査におきましては、中川下工業専用地域西側未利用地を最大限、有効に活用するため、調査対象地につきましては、隣接地の袋井市地番の用地も含んでおります。袋井市地番の用地の活用については、静岡県企業局及び袋井市と協議を重ね、袋井市産業未来課と森町産業課において、本年7月15日付けで申合せ書を締結し、双方協力して事業を実施することとなっております。

本詳細調査の進捗状況でございますが、本年7月15日付けで静岡県に対し、工業用地等開発可能性詳細調査費補助金交付申請書を提出し、本年7月18日付けで、交付決定がされております。交付決定後、入札業務に入り、本年8月21日執行の入札にて、受託業者が決定し、本年8月26日に契約額6,160万円で契約を締結いたしました。本詳細調査業務につきましては、今後、受託業者と打合せを行い、工程の確認及び具体的な業務の実施に入っております。そのほかに青地農地の除外申請関係では、担当職員が青地農地の地権者及び耕作者、隣地農地の地権者及び耕作者、関係自治会長及び部農会長を訪問し、承諾書の取得を実施しております。9月17日時点の取得状況といたしましては、青地農地の地権者19人中全員及び耕作者3人全員から承諾書を取得しており、関係自治会長及び部農会長6人中5人から承諾書を取得しております。また、隣地農地についても、地権者及び耕作者33人中32人から承諾書を取得しております。

2点目の「今後、企業誘致にどのように取り組んでいくか。」につきましては、現在、企業誘致の取組として、先ほど述べさせていただきました中川下工業専用地域西側未利用地のよう、森町が主導し、工業用地の造成を行い、企業誘致を推進していく方法に加え、従来より実施しております企業立地プロジェクト会議及びプロジェクトチームにおいて全庁的に進出希望企業の情報共有や課題解決の検討を実施し、進出希望企業の用地取得に対する協議の負担を軽減し、円滑な企業立地を推進する方法を実施しております。企業誘致に関しましては、企業の希望する進出計画や構

想に対して、青地農地の除外制限や埋蔵文化財の調査などが大きなハードルとなり、希望どおりに事業を進めることがかなわず、計画、構想段階にとどまっているという現状もございます。また、企業の進出意向についても、原油価格の高騰や円安等による物価高騰等の影響により、景気動向が不透明となっている中、動きが慎重になっている状況がございます。このような状況ではありますが、円滑な企業立地を推進することで、令和6年10月には拠点防災倉庫横にて、杏林堂薬局がオープンしたほか、中川地内の広域農道沿い用地ではバイク関連施設の建設が進み、来月1日には開業予定と伺っております。また、町内既存企業におきましては、中川地内にて杉本金属工業株式会社が用地拡大のため工事を進めているほか、中川下工業専用地域内にて松井梱包株式会社が駐車場敷地拡大のための工事を実施しております。

しかしながら、議員御案内のとおり、企業誘致をさらに促進していくためには、補助金等のインセンティブに加え、企業が求める様々なニーズに応えていくことが必要であると考えております。現状の補助金につきましては、用地を取得した際の土地取得費及び従業員の増加を対象とし、最大補助率40パーセント、最大補助上限額4億円の、静岡県と協調補助であります森町産業立地事業費補助金や操業後の固定資産税相当額を対象とし、補助期間3年間、補助上限額が年間300万円の森町産業立地奨励事業費補助金がございます。また、静岡県が実施しております建物建設や設備導入を対象とした、最大補助率10パーセント、最大補助上限額10億円の静岡県新規産業立地事業費補助金が主な補助金となっております。補助金によるインセンティブにおいては、静岡県や他市町の制度内容等を確認し、補助率、補助上限額を含めた制度の更新及び現在補助対象業種となっている製造業及び物流施設、研究所以外の業種を対象とした補助金の新設を検討してまいりたいと考えております。

企業誘致に特化した部門の新設につきましては、行政が直面す

議長
4番議員

る複雑化、多様化する課題に対応するため必要な組織再編について、参事で構成する参事会議に対し、検討するよう指示しており、その中で、企業誘致に関しても検討していると聞いております。

今後の企業誘致に関する取組といたしましては、「地方創生 2.0 基本構想」においても課題とされております若者や女性にとって魅力ある企業の誘致や町民の働く場所の確保及び町外からの移住、定住の促進、関係人口の増加等を図るため、本年度実施する企業説明会にてアンケート調査を行い、若者や女性を含む働き手のニーズを分析し、働きたいと思われる魅力ある企業やふるさと納税返礼品提供事業者になりうる企業など、町にも町民にも有益となる企業の誘致や現在、中川下工業専用地域にて実施している太田川圃場南 4 号線延長工事等のインフラ整備等、企業にとって魅力的な用地の確保にスピード感をもって取組むとともに、責任感と緊張感をもって取組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

まず (1) の中川下の地域開発可能性の委託事業につきましては進捗状況ということで、確認できましたので了解です。

私自身、企業から森町の立地に係る相談を受けることもあります。その企業の希望する条件に適う土地というのを見つけるのがなかなか難しいでしょうが、紹介するのはできないところも多々ございます。ぜひ、企業側から話が持ち上がったタイミングで、町が合わせられるような形で、現在トランプ関税等の影響で金融関係の企業もだいぶ慎重になっていると聞いておりますけども、そういう状況の今こそ、粛々と前へ進めていただきたいと思います。

それから、(2) の質問の御答弁の中で、再質問させていただきます。今後の取組という中で、例えばスタートアップ企業がございました。地域課題解決のための実証実験であるとか委託事業、そ

ういった取組について、そのスタートアップ企業についての考えについては、どうお考えでしょうか。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） スタートアップ企業につきましては、県西部でも浜松市を中心に広域行政の中で勉強会を進めたりしている中で、非常に将来的に有望であるということは承知をしております。そのような中で、森町にどのような企業が合致してくるのか、例えば県が行っているピッチであるとか、また浜松市や浜松いわた信用金庫が行っているそういったスタートアップの合同の展示会等にも足を運びながら、少しでもそういった企業との接点を作っていくことから始めたいと思っています。また、言い方を変えれば、今回ヤマハ発動機とのMTBを活用した事業についても、ヤマハ発動機は決してスタートアップではありませんが、既存の企業が新規事業を進める中で、森町をいわば実証実験の場として活用していただけるということですので、そういったことも含めて、あらゆるチャンスに取り組んでまいりたいと思っています。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月22日午前9時30分、本会議を開き、条例、補正予算、一般議案に対する討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

（ 午後 3時27分 散会 ）